

# JBIC CHINA REPORT

# 中国レポート

1号  
2025年度

## コラム1

### 中国の産業高度化政策の 現状と今後の展望

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員  
真家 陽一

## コラム2

### そもそもマネー ロンダリングとは何か —改正「反マネーロンダリング法」 を契機として

キャストグローバルグループ代表  
弁護士・税理士・香港ソリシター  
村尾 龍雄

投資関連制度情報  
「個人情報保護法令適合  
監査管理弁法」について

新公布法令情報・解説  
主な新公布法令

03

コラム1

## 中国の産業高度化政策の 現状と今後の展望

名古屋外国語大学 教授 国際貿易投資研究所 客員研究員  
真家 陽一

19

コラム2

## そもそもマネーロンダリングとは何か —改正「反マネーロンダリング法」を契機として

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター  
村尾 龍雄

30

投資関連制度情報

## 「個人情報保護法令適合監査管理弁法」 について

34

新公布法令情報・解説

## 主な新公布法令

今号の表紙:

海南省海口市世紀大橋架橋プロジェクト

JBICの前身たる日本輸出入銀行は、1996年1月、海南省海口市世紀大橋架橋プロジェクトの支援を目的に中国銀行（中国政府）との間で、総額100百万米ドルを限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。海南市中心部と海甸島を結ぶ既存の2橋に続く南北幹線道路となる3番目の世紀大橋を架橋することで、同地域の交通の円滑化、輸送・物流の拡大を通じ、本邦企業等の投資環境改善に貢献。

## コラム1

# 中国の産業高度化政策の 現状と今後の展望



真家 陽一

名古屋外国語大学 教授  
国際貿易投資研究所 客員研究員

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より2025年3月まで日立総合計画研究所リサーチフェロー。

## はじめに

中国政府は2015年5月19日、2025年までの10年間で製造業のレベルを大幅に向上させ、「製造強国」の仲間入りを目指す国家戦略「中国製造2025」を発表。目標実現に向けて、次世代情報技術産業など10大重点分野を制定した。

「中国製造2025」の政策推進において、大きな障壁となったのが米国だ。「中国製造2025」に基づく中国の「製造強国」への取り組みは、米国に強い警戒感をもたらした。数値目標を掲げながら、軍事転用にもつながる技術開発に力を入れることなどが不信感を招き、今日の深刻な米中対立の一因となった。中国政府は米国の批判を意識して、2019年以降は「中国製造2025」という言葉を公式の場で使っていない。とはいえ、目標を放棄したわけではなく、むしろ米中デカップリングの進展を背景に、技術の国産化を推進してきた。

政策発表から10年余りが経過した現在、「中国製造2025」の目標はどの程度達成されたのであろうか。また、その結果を基に、中国は今後、いかなる産業高度化政策を推進しようとしているのであろうか。

本稿はこうした状況を踏まえ、まず、「中国製造2025」の概要および政策策定の背景を確認する。また、「中国製造2025」をめぐる米中対立の激化を概観する。さらに、「中国製造2025」の達成度に関わる評価を検証するとともに、日本企業への影響を

考察する。その上で、「中国製造2025」の「アップグレード版」と指摘される産業政策「新質生産力（新たな質の生産力）」を中心に、中国の産業高度化政策の方向性を展望していくことを目的とする。

## 1. 「中国製造2025」の概要および政策策定の背景

まず、「中国製造2025」の概要および政策策定の背景を確認する。

### 1) 「中国製造2025」の概要

中国政府は2015年5月19日、産業高度化を推進し、「製造大国」から「製造強国」への転換を目指す国家戦略「中国製造2025」を発表した<sup>[1]</sup>。目標は1段階10年、3段階30年で実現するとしていた。第1段階として、2025年までに世界の「製造強国」の仲間入りを果たし、第2段階として、2035年までに世界の「製造強国」の中位レベルに引き上げ、最終的には第3段階として、新中国建国100周年（2049年）に、総合的な実力において世界トップレベルの「製造強国」となることを目指した。すなわち「中国製造2025」は、この3段階における第1段階の10年間にわたるアクションプランと位置付けられた。

第1段階の目標実現に向けて、10大重点分野（①次世代情報技術産業、②ハイエンド工作機械・ロボット、③航空・宇宙用設備、④海洋工程設備・ハ

イテック船舶、⑤先進的軌道交通設備、⑥省エネルギー・新エネルギー自動車、⑦電力設備、⑧農業用機器、⑨新素材、⑩バイオ医薬・高性能医療機器)を制定した(図表1)。

なお、「中国製造2025」の政策文書の中には、第4次産業革命の中核技術となる「人工知能(AI)」の文言は一言もない。中国の政策文書にAIという言葉が登場するのは第13次5カ年計画(2016~2020年)になってからで、同計画に「新興分野のAI技術に重点的に取り組み、躍進を実現」との方針が初めて掲げられた<sup>[2]</sup>。そして、2017年7月に、2030年までの政策を包括的に網羅した初のAI政策となる「次世代AI発展計画」が国務院から公表されたことが、中国のAI政策の推進を加速させた<sup>[3]</sup>。

図表1 「中国製造2025」における10大重点分野の概要

重点分野	主な対象(一部抜粋)
① 次世代情報技術産業	集積回路(IC)および専用設備: 国家の情報、サイバー空間の安全および電子機器産業の成長に関わる中核汎用チップ等 情報通信機器: 第5世代移動通信(5G)技術、超高速大容量インテリジェンス光転送技術等 オペレーションシステム(OS)・業務用ソフト: ハイエンド業務用ソフトウェアの中核技術等
② ハイエンド工作機械・ロボット	ハイエンド工作機械: 精密、高速かつハイパフォーマンス、フレキシブルな工作機械と基礎製造機械および統合製造システム ロボット: 産業用ロボット、特殊ロボットおよび医療健康、家政サービス、教育・娯楽向けロボット等
③ 航空・宇宙用設備	航空用設備: 大型航空機、先進的な機上装備および機上システム 宇宙用設備: 次世代の運搬ロケット、重量物搬送装置
④ 海洋工程設備・ハイテック船舶	海洋工程設備: 深海探査、海洋作業向け安全保障用設備および主要システム・専用設備 ハイテック船舶: 液化ガス運搬船等
⑤ 先進的軌道交通設備	先進的で信頼性、適合性のある製品の開発、製品の軽量化、モジュール化、系統化 エコロジ性、スマート性の高い次世代の重量物搬送用高速軌道交通設備システム
⑥ 省エネルギー・新エネルギー自動車	電気自動車、燃料電池自動車 自主ブランドの省エネルギー・新エネルギー自動車を世界トップレベルに引き上げ
⑦ 電力設備	ウルトラクリーンコールドプラントの実用化、水力発電・原子力発電ユニット、重量型ガスタービンの製造能力向上 新エネルギー、再生可能エネルギー機器、先進的なエネルギー貯蔵装置、スマートグリッド用送電・変電機器
⑧ 農業用機器	大口消費食糧、戦略的経済作物の主な生産プロセスで使用する先進的な農業用機器を重点にハイエンドの農業用機器および主要中核部品の開発を強化

⑨ 新素材	特殊金属機能素材、高性能構造素材、機能性高分子素材、特殊無機非金属材料、先進的な複合素材および軍民共用の特殊素材
⑩ バイオ医薬・高性能医療機器	革新的な漢方薬および独創的な治療薬物 映像機器、医療用ロボットなどの高性能診療機器、生分解性血管内ステントなどの高付加価値医療消耗材、遠隔診療などの移動型医療機器

出所) 国務院『中国製造2025』に関する通知(2015年5月)を基に作成

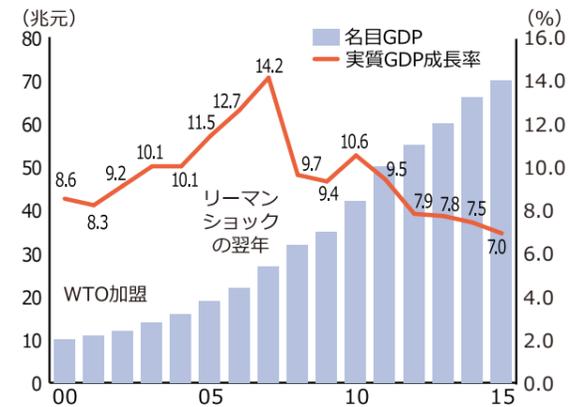
## 2) 「中国製造2025」策定の背景

「中国製造2025」が策定された背景には、先端技術やIT(情報技術)関連製品の多くを輸入に依存せざるを得ない貿易構造を改善し、安全保障上の観点からもこれらの国産化を急ぎつつ、製造業の強化を図ることで「中所得国のわな」を回避したいという中国政府の思惑があった<sup>[4]</sup>。

中国は2ケタの実質GDP成長率が続く高度成長の段階を2010年に終え、2011年以降は伸び率が1ケタ台に低下する安定成長の段階に入っていた。2012~2014年の成長率は7%台にとどまり、2015年以降はさらなる低下が予測されていた(図表2)。

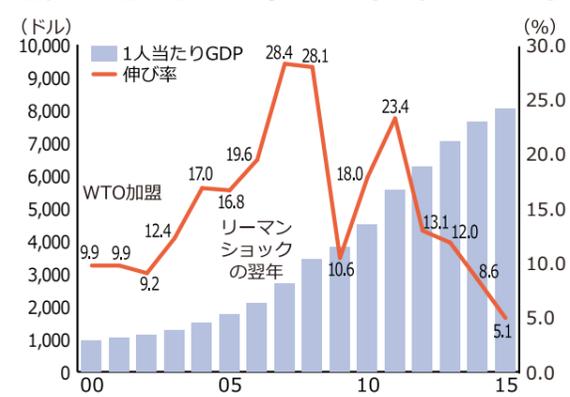
また、国際通貨基金(IMF)によると、2014年の中国の1人当たりGDPは7,646ドルと、既に中所得国の水準に入っていた。その伸び率は2003~2013年、毎年10%を超える水準で推移してきたが、2014年は8.6%と1桁の伸びに減速した(図表3)。まさに中国は当時、「中所得国のわなを回避し先進国へと脱皮するのか」あるいは「中所得国のわなに陥り開発途上国にとどまるのか」という分岐点に差し掛かっていた。

図表2 中国の名目GDPおよび実質GDP成長率の推移



注) 左目盛りが名目GDP、右目盛りが実質GDP成長率  
出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

図表3 中国の1人当たりGDPおよび伸び率の推移



注) 左目盛りが1人当たりGDP、右目盛りが伸び率  
出所) IMF「World Economic Outlook Database」(2024年10月)を基に作成

中国が中所得国のわなに陥らないためには、産業高度化と生産性向上という構造改革を推進することが必要不可欠とされた。そこで中国は産業高度化に向けて、「製造強国」の仲間入りを果たすことを目標に「中国製造2025」を策定したのだ。

## 2. 「中国製造2025」をめぐる米中対立の激化

次に、「中国製造2025」をめぐる米中対立の激化を概観する。

### 1) 政策是正を求め、米国が制裁措置を発動

「中国製造2025」の政策推進において、大きな

障壁となったのが米国だ。「中国製造2025」に基づく中国の「製造強国」への取り組みは、米国に強い警戒感をもたらし、これが今日の深刻な米中対立の一因となった。

特に、2017年1月に発足した第1次トランプ政権は、「中国製造2025」が中国企業に占めるべきシェアなどの数値目標を掲げながら、半導体や第5世代移動通信(5G)など、軍事転用にもつながる技術開発に力を入れる方針を示したことで、自国のハイテック産業や安全保障上の優位性を脅かされることに危機感を抱いた。

2018年3月22日付で公表された米通商代表部(USTR)による調査報告書は、「中国製造2025」において、中国企業が占めるべきシェアの目標値を定め、政府が企業に資金援助を含めた政策面で支援していることを問題視した<sup>[5]</sup>。また、調査報告書は中国政府が①技術移転を目的とした米国企業に対する中国事業の規制・干渉、②米中企業の市場原理に基づく技術契約締結の妨害、③中国企業による米国企業の組織的な買収指示、④米国のコンピュータ・ネットワークへの違法侵入への関与などを行っているとして強く批判。政策の是正を求めて、2018年7月6日、通商法301条に基づく制裁措置の第1弾として、中国からの輸入品340億ドル相当に25%の追加関税を賦課した。これに対して、中国も同日、報復措置として米国からの輸入品340億ドル相当に追加関税を賦課した。その後、米中両国は8月23日に第2弾、9月24日に第3弾、2019年9月1日に第4弾の追加関税を賦課し合い、まさに「貿易戦争」ともいえる様相を呈した。

その後、米中両国は2020年1月15日、第1段階の合意とされる「米中経済・貿易協定」に署名し、ひとまず「一時休戦」に入った<sup>[6]</sup>。ただ、その直後に、新型コロナウイルスのパンデミックが発生。また、同年11月の米大統領選挙で民主党のバイデン氏が勝利したことで、同協定はうやむやになったという経緯がある。

## 2) 「自立自強」の道を模索する中国

中国政府は米国の批判を意識して、2019年以降は「中国製造2025」という言葉を公式の場で使わなくなった。「中国製造2025」は2015年3月の全国人民代表大会（全人代）の政府活動報告で初めて公表され、2018年まで4年連続で盛り込まれたが、李克強首相（当時）は2019年3月の全人代で行った政府活動報告において、「製造強国の建設を加速させる」という表現に置き換えた<sup>[7]</sup>。

ただ、筆者が当時、政策研究に携わる国務院の関係者にこの点について聞いたところ、彼は「『中国製造2025』はもともと対外的な宣伝の意味合いが強く、現在の米中対立が激化している状況下では目立たないようにしている」と説明した上で、「科学技術振興は不可避であり、その内容は推進し続ける」と話していた。中国側にも妥協する考えはなく、科学技術における「自立自強」の道を模索する構えを示していた。

実際、2020年4月10日に開催された中央財經委員会第7回会議での講話において、習近平国家主席は「国家中長期経済社会発展戦略」を提起し、①内需拡大戦略の実施、②産業チェーン・サプライチェーンの最適化・安定化、③都市化戦略の整備、④科学技術の投入および産出構造の調整・最適化、⑤人と自然の調和共生の実現、⑥公衆衛生体系建設の強化の6点を重大問題として指摘した<sup>[8]</sup>。

このうち、米中対立の観点から注目されたのが、①、②および④である。これら3つの問題は、米中対立から得た教訓であり、デカップリングに備えるべく、内需拡大への転換加速、産業チェーン・サプライチェーンの再構築、技術の国産化の推進により、対米依存の抑制を模索する方向性がうかがわれた。

米中対立であらためて明らかになったことは、グローバル・サプライチェーンの中で、中国は大量生産が可能な産業基盤という強みを保持する一方、半導体等の先端部品やコア技術を国外に依存するという弱みを抱えていることだ。こうした現状を踏まえ、講話は長所を伸ばすべく「優位産業が世界を

リードする地位を強化・向上させ、『切り札』技術を鍛え、高速鉄道、電力設備、新エネルギー、通信設備などの分野における全産業チェーンの優位性を持続的に増強し、産業の質を向上させ、国際産業チェーンの中国に対する依存関係を強化し、外国側の人為的な供給遮断に対して強力な対抗・抑止能力を形成する」と強調した。

他方、講話は弱点を補完すべく、「国家安全保障に関係する分野において、自主制御可能で、安全かつ信頼できる国内生産供給体制を構築し、肝心な時に自己循環可能で、極端な状況下でも経済の運営を確保する」という方針を示した。

## 3. 「中国製造2025」の達成度に対する評価

政策発表から10年余りが経過した現在、「中国製造2025」の達成度に関わる評価を検証する。

### 1) サウス・チャイナ・モーニング・ポストによる評価

香港英字紙「サウス・チャイナ・モーニング・ポスト（SCMP）」は2024年4月30日、「中国製造2025」の10大重点分野の約260の目標を分析した結果、86%以上が達成され、特に電気自動車（EV）や再生可能エネルギーなどで目標を大幅に上回る成果を上げたと報じた<sup>[9]</sup>。同記事における目標の主な達成状況は図表4の通りであるが、ロボット工学、農業機器、バイオ医薬品、海洋工学の分野では、設定された目標がすべて達成されたとの見解を示している。

他方、未達目標としては、半導体製造に使用される先進的露光技術、大陸間旅客機、ブロードバンドインターネット衛星ネットワークなどが挙げられている。また、自律型測定・検出機器の目標も達成されていないが、この背景として、「米国の制裁が少ないことが一因」と指摘していることは興味深い。中国市場で使用されているスマートメーターやオンライン組成分析機器のほとんどは、依然として外国ブランドとされる。

図表4 SCMPによる「中国製造2025」の目標達成状況

分野	達成
次世代情報技術産業	集積回路、通信機器、オペレーティングシステム、産業用ソフトウェア、スマート製造で設定された目標をほとんど達成。 サーバー、デスクトップCPU、ソリッドステートドライブ、高速光ファイバー、産業用オペレーティングシステム、ビッグデータシステムなどの高付加価値製品が生産可能となり、一部の製品は、相当な市場シェアを獲得。
ハイエンド工作機械・ロボット	中国企業が製造したロボット犬などの製品が優れた性能と低価格で国際的な競争相手を打破。
航空・宇宙用設備	火星着陸探査、地球規模の北斗衛星ナビゲーションシステム、宇宙ステーション、月の裏側への着陸、世界最大の商業用地球観測衛星観測ネットワークの構築など、ほぼすべての目標を達成。
海洋工程設備・ハイテク船舶	世界最大の造船工場となり、あらゆる種類の民間・軍用船舶を生産できる能力を備え、主要設備のほとんどは自国で供給可能。
省エネルギー・新エネルギー自動車	2023年、日本を抜いて世界最大の自動車輸出国に。 2025年までに300万台だった電気自動車の年間販売台数は2023年に1,000万台近くに到達。
電力設備	世界で最も効率的でクリーンな石炭火力発電設備や高温ガス冷却炉、ナトリウム冷却高速炉、トリウム溶融塩炉などの新世代の原子力技術を開発。 世界で最も強力な水力発電設備、効率的な太陽光発電所、強力な風力タービン、先進的で大規模な長距離送電ネットワークも開発。
農業用機器	技術進歩を通じて農業生産量は大幅に増加。ドローン、自動播種機、バイオテクノロジーの活用により、世界の野菜の半分以上を生産。
新素材	達成率は現在75%にとどまり、最も低い。
バイオ医薬・高性能医療機器	世界最先端の超伝導磁気共鳴システムを独自に設計・製造し、目標を70%上回る5テスラの磁場が発生可能。 中国企業が開発した抗がん剤が米国市場に参入。

注) SCMPの記事において、先進的軌道交通設備に関する記述は見られない。  
出所) SCMP「Made in China 2025: China meets most targets in manufacturing plan, proving US tariffs and sanctions ineffective」(2024年4月30日)を基に作成

また、SCMPは2025年2月25日に配信した記事において、中国政府が技術および製造業の発展に果たした役割に関して、「政府の支援策は①トップダウンによる政策支援、②税制優遇等の財政支援、③基礎研究への資源配分および④人材育成のポリシーミックスを通じて行われた」と指摘。その上で、同記事は「国家による支援は、この取り組みの初期段階において特に重要な役割を果たしたが、その後は技術革新による生産性の向上とともに、民間部門がより大きな役割を担うようになった」との見方を示している<sup>[10]</sup>。

## 2) マルコ・ルビオ米国務長官による評価

米ワシントンポスト紙は2024年9月9日、マルコ・ルビオ国務長官（当時は上院議員）の論稿を掲載。ルビオ氏は2024年9月に発表した報告書において、「中国製造2025」の10大重点分野のうち、4分野（海洋工程設備・ハイテク船舶、先進的軌道交通設備、省エネルギー・新エネルギー自動車、電力設備）で世界をリード、5分野は目標を下回るものの、その差は限定的、目標未達は農業用機器の1分野と指摘した（図表5）<sup>[11]</sup>。ルビオ氏は「農業用機器を除けば、北京の10カ年計画はいかなる合理的基準で見ても成功とみなされるだろう。中国が低品質の製品を製造する世界の工場だった時代は終わった。現在、中国は21世紀を形成する産業において侮れない勢力となっている」との見解を示している。

その上でルビオ氏は「今後10年間で、中国が米国を完全に凌駕することを防ぐためには、①米国の安全保障と繁栄にとって極めて重要な分野への投資、②停滞・硬直化した製造環境を活性化させる規制緩和、③補助金を受けた中国製品や第三国に拠点を置く中国企業に対処する関税、技術移転制限、その他の貿易障壁、④中国のスパイ活動や知的財産の窃盗に対する強力な防御という米国独自の産業政策が必要」と強調している。

図表5 マルコ・ルビオ国務長官による「中国製造2025」の目標達成状況

評価	分野	概要
世界をリード (4分野)	海洋工程設備・ハイテク船舶	造船能力は米国の200倍以上(米海軍情報局)。
	先進的軌道交通設備	高速鉄道の路線は2万8,000マイル(45,000キロメートル)に達し圧倒的な規模。
	省エネルギー・新エネルギー自動車	電気自動車および自動車全体の輸出量は世界最大。
	電力設備	太陽光発電のグローバルサプライチェーンの80%以上を支配。世界初の第4世代原子炉を完成。
目標を下回るものの、その差は限定的 (5分野)	次世代情報技術産業	米国の輸出規制下でもレガシー半導体の生産は支配的地位を確立。
	ハイエンド工作機械・ロボット	ロボット工学では国際企業の国内市場シェアを着実に侵食。
	航空・宇宙用設備	中国商用飛機(COMAC)は期待外れだが宇宙部門は米国・ロシアと競争可能。
	新素材	突出した成果は乏しいが研究開発基盤は広大。
	バイオ医薬・高性能医療機器	バイオ企業は西側の資本・技術・人材に依存しつつも新薬や治療法を創出。
目標未達 (1分野)	農業用機器	農業貿易赤字は大幅に拡大しており対外的経済自立の大きな障害。

出所) The Washington Post「Beijing set out to destroy U.S. economic supremacy. It's nearing its target.」(2024年9月9日)を基に作成

### 3) 中国EU商会による評価

中国進出欧州連合(EU)企業で構成される「中国EU商会」は2025年4月16日、「中国製造2025」の導入から10年間にわたるEU企業の中国での経験を総括した報告書「中国製造2025: 技術的リーダーシップのコスト」を発表<sup>[12]</sup>。「中国製造2025」の目標達成状況をデスクリサーチ、対象セクターの会員企業からのフィードバックおよび中国EU商会企業信頼感調査などに基づいて評価した(図表6)。

図表6 中国EU商会による「中国製造2025」の目標達成状況に関する評価

	分野	概要
①	次世代情報技術産業	高い自立性を達成しているが、最先端半導体の製造に不可欠なEUV露光装置の製造能力不足が技術開発の障害。
②	ハイエンド工作機械・ロボット	産業の自動化レベルは大幅に向上したが、その多くは外国技術に依存。
③	航空・宇宙用設備	ドローンや衛星分野で一定の成果を上げているが、独自開発した商用旅客機C919は主要部品の多くを外国サプライヤーに依存。
④	海洋工程設備・ハイテク船舶	世界最大の造船国となったが、豪華クルーズ船はEUが市場を支配。ただし、中国初の国産大型クルーズ船の就航により、この状況にも変化の兆候。
⑤	先進的軌道交通設備	高速鉄道技術は高い自立性を達成しており、輸入に依存する車両部品はごく一部。しかし、これは高度な自立性から完全な自立自強へのラスト1マイルが、極めて困難または不可能なことを示唆。
⑥	省エネルギー・新エネルギー自動車	バッテリーを含む新エネルギー自動車のサプライチェーンの大部分を国内で確立しているが、車載半導体は依然として輸入に依存。
⑦	電力設備	風力・太陽光発電では高い自立性を達成しているが、原子力技術の一部は依然として後れ。
⑧	農業用機器	大きな市場シェアを保有しているが、一部の製品カテゴリーでは欧州の競合他社に比べて品質面で劣後。
⑨	新素材	「中国製造2025」のほぼすべての分野に関与しており、一般化は困難。ただし、多くの会員企業は、中国企業は同様の製品が生産可能だが、品質が劣る場合もあると報告。
⑩	バイオ医薬・高性能医療機器	ほとんどの製品で中国国内に代替品が存在するが、価格と品質の両面で劣る傾向。医療製品の安全性は数十年にわたって確立されているため、外国企業の製品は当面の間、レピュテーション上の優位性を維持。

出所) 中国EU商会「Made in China 2025: The Cost of Technological Leadership」(2025年4月16日)を基に作成

報告書は「『中国製造2025』における特定分野の一部の目標は達成されていないものの、中国製造業のさらなる現代化という総合的な目標は大幅に前進」と評価している。例えば、2024年において、中国は労働者1万人の当たりの産業用ロボット台数でドイツを上回り、産業自動化レベルがどの欧州諸国よりも高くなったことや、造船の新規受注の約70%、電気自動車(EV)の76%、太陽光パネルの80%超の世界シェアを獲得したことを挙げている。

他方、報告書は目標を下回った分野も存在しており、「産業政策だけでは成功を保証できない」と指摘。例えば、中国が独自開発した商用旅客機「C919」は、主要部品の多くを外国サプライヤーに依存しており、バイオ医薬品、医療機器、数値制御装置などは外資系企業の製品よりも品質が劣るとしている。また、中国が目指す先端半導体分野での自立自強は、どの国も達成していないことであり、

「『中国製造2025』の限界を示す証拠」との見方を示している。中国は主要な半導体技術において一定の進展を遂げているものの、「EUV(極端紫外線)露光装置の生産能力が不足しているため、最先端半導体を商業化可能な規模で量産する能力はいまだにない」と分析している。

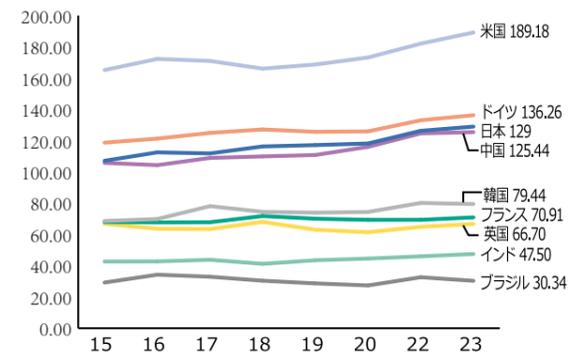
加えて、報告書は「目覚ましい進展が見られる一方で、『中国製造2025』の実施は多くの課題と負の外部効果をもたらした」とも強調。例えば、補助金と政策支援の連携が非効率性を生み出し、不健全な競争を意味する「内巻き」と呼ばれる現象を引き起こしたことで、「企業は相応の利益を得られないまま資源を過剰に投入する状況に陥っている」と警鐘を鳴らしている。

### 4) 中国の「製造強国発展指数」による評価

国家製造強国建設戦略諮問委員会<sup>[13]</sup>は中国工程院戦略諮問センター等と共同で、中国製造業の発展水準を客観的に評価する重要な指数として、「製造強国発展指数」を2015年から発表している。

2024年12月30日に発表された「中国製造強国発展指数報告書2024」によると、2023年の中国の製造強国発展指数は125.44と米国(189.18)との差はまだ大きいものの、ドイツ(136.26)や日本(128.99)との差は縮小したと評価している(図表7)。新華社は、中国製造業の国際競争力は上昇傾向にあり、質と効率の向上やグリーン・低炭素発展などの面で顕著な成果があったと報じている<sup>[14]</sup>。

図表7 製造強国発展指数の推移



注) 2021年は未公表  
出所) 国家製造強国建設戦略諮問委員会「中国製造強国発展指数報告」各年版を基に作成

### 5) 貿易品目による評価

「中国製造2025」発表前の2014年と10年後の2024年における中国の貿易品目の変化をHSコード4桁ベースで見ると、輸出では、2014年は「電話機(携帯電話等)」「自動データ処理機械(パソコン等)」の上位2品目がずば抜けて多く、輸出に占める構成比はそれぞれ8.3%、7.0%となっていた。これらの製品は輸入した「集積回路(IC)」などの基幹部品を基に組み立てた完成品がほとんどだ。2024年も「電話機」と「自動データ処理機械」が上位2品目となっているが、構成比はそれぞれ6.0%、4.5%に低下している(図表8)。

注目されるのは「集積回路(IC)」が2.6倍に拡大し、「電話機」「自動データ処理機械」に次ぐ輸出品目としての地位を確立していることだ。ただし、「集積回路(IC)」の輸出は進出外資系企業によるところが少なくないが、レガシー分野では中国企業の技術力が着実に向上していることがうかがわれる。また、「乗用車」や「蓄電池」が輸出品目としてトップ10入りしていることは、中国の新エネルギー自動車関連産業がこの10年で大きく躍進したことを示している。中国では「新エネルギー自動車」「太陽電池」「リチウムイオン電池」が輸出の「新三種(新・三種の神器)」と呼ばれるようになった<sup>[15]</sup>。

図表8 中国の輸出品目の変化

HSコード	2014			2024			
	品目	金額	構成比	HSコード	品目	金額	構成比
1 8517	電話機	1,953	8.3	8517	電話機	2,155	6.0
2 8471	自動データ処理機械	1,634	7.0	8471	自動データ処理機械	1,608	4.5
3 8542	集積回路	612	2.6	8542	集積回路	1,603	4.5
4 9405	照明器具	311	1.3	8703	乗用車	903	2.5
5 9013	液晶デバイス	347	1.5	9804	一定額未満の小口貨物	896	2.5
6 8541	半導体デバイス	306	1.3	8507	蓄電池	666	1.9
7 9403	家具	284	1.2	8708	自動車部品	567	1.6
8 8473	自動データ処理機械の部品	312	1.3	8541	半導体デバイス	484	1.4
9 8708	自動車部品	285	1.2	8504	トランスフォーマー、スタティックコンバーターおよびインダクター	465	1.3
10 4202	バッグ類	271	1.2	8524	フラットパネルディスプレイモジュール	453	1.3
	合計	23,432	100.0		合計	35,803	100.0

単位) 億ドル、%  
出所) 「Global Trade Atlas」(GTA)を基に作成

輸入では2014年も2024年も「集積回路 (IC)」が最大の輸入品目となっているが、2014年に比較して2024年は金額で1.8倍、輸入に占める構成比で3.8ポイント増加しており、先端半導体を中心に輸入依存度が高い状況が続いている (図表9)。半導体の国産化率が低水準にとどまる背景には、中国企業の技術力不足に加えて、米国の輸出・投資規制の影響もある。また、「半導体製造機器」の輸入が増加している要因としては、中国企業によるレガシー分野での生産能力の強化や、米国による輸出規制強化を見越した中国企業による駆け込み発注などが指摘されている。

図表9 中国の輸入品目の変化

	2014				2024			
	HSコード	品目	金額	構成比	HSコード	品目	金額	構成比
1	8542	集積回路 (IC)	2,192	11.2	8542	集積回路 (IC)	3,869	15.0
2	2709	原油	2,281	11.6	2709	原油	3,234	12.5
3	2601	鉄鉱	946	4.8	2601	鉄鉱	1,344	5.2
4	8517	電話機	439	2.2	7108	金	1,030	4.0
5	9013	液晶デバイス	500	2.5	2711	石油ガスおよびガス状炭化水素	882	3.4
6	8703	乗用車	597	3.0	2603	銅鉱	660	2.6
7	1201	大豆	403	2.1	8471	自動データ処理機械	566	2.2
8	8541	半導体デバイス	314	1.6	1201	大豆	529	2.0
9	8471	自動データ処理機械	287	1.5	8486	半導体製造機器	471	1.8
10	8802	航空機	260	1.3	2701	石炭	405	1.6
		合計	19,631	100.0		合計	25,871	100.0

単位) 億ドル、%  
出所) 「Global Trade Atlas」(GTA) を基に作成

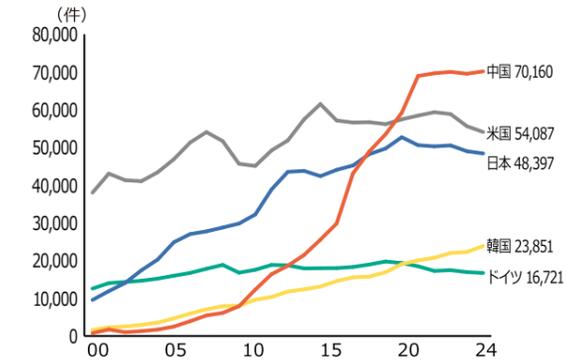
## 6) 国際特許出願件数による評価

中国における知的財産権の侵害問題はいまだ健在であり、しかも巧妙化している状況にあるが、他方では知財を戦略的に活用しながら、「模倣大国」から「知財大国」、さらには「知財強国」への転換に向けて政策を推進している。

中国は発展を牽引する第1の原動力であるイノベーションを保護するとともに、国産化による科学技術の自立自強を図るべく、特許出願件数を急速に増加させている。世界知的所有権機関 (WIPO) によれば、中国の特許協力条約 (PCT) に基づく国際特許出願件数は<sup>[16]</sup>、「中国製造2025」発表前の2014年は米国、日本に次いで世界第3位だったが、2017年に日本を上回って世界第2位、2019年には米国を抜いて初の世界第1位となった。2024年は

7万160件と6年連続で世界第1位となり、しかも第2位の米国の (5万4,087件) を1万6,000件以上上回った (図表10)<sup>[17]</sup>。

図表10 PCT国際特許出願件数の推移

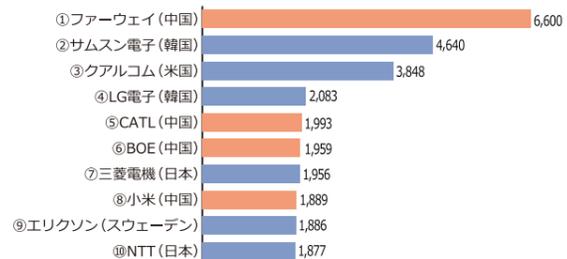


出所) 世界知的所有権機関 (WIPO) 知的財産統計データセンターおよびプレスリリース (2025年3月17日) を基に作成

出願元別にPCT国際特許出願件数を見ると、中国の通信機器大手の華為技術 (ファーウェイ) が圧倒的に多い。2024年は6,600件と8年連続で世界第1位となり、第2位のサムスン電子 (4,640件) の1.4倍の規模だった。ファーウェイに加えて、5位に車載電池最大手のCATL (1,993件)、6位に液晶パネル大手のBOE (1,959件)、8位に総合家電メーカーの小米と、上位10社に中国企業が4社ランクインした (図表11)。

中国の特許は「出願件数は量的には多いが質的にはそれほど高くない」との指摘もあるが、筆者が技術に詳しい関係者にヒアリングしたところでは、「特許出願には人材と資金が必要。件数が日本を上回るということは、人材と資金が上回っていることを示唆する。その意味で警鐘を鳴らさないといけない」という意見もあった。

図表11 出願元別PCT国際特許出願件数ランキング (2024年)



出所) 世界知的所有権機関 (WIPO) プレスリリース (2025年3月17日) を基に作成

これらの検証を踏まえると、半導体など、分野によっては道半ばのところもあるが、2025年までに世界の「製造強国」の仲間入りを果たすという目標は概ね達成されたと見てよいのではないかとと思われる。

## 4. 「中国製造2025」の進捗による日本企業への影響

ここでは「中国製造2025」の進捗が日本企業に与えた影響を考察する。

### 1) ポジティブな影響

「中国製造2025」の発表以降、中国はあらゆる手段を利用して「製造大国」から「製造強国」への転換を推進してきた。こうした中国の動向は日本企業にとってチャンスにもリスクにもなる。日本企業は技術を必要とする中国企業とアライアンスも組みながら商機を模索する一方、技術流出の防止や知的財産権の保護などの対応にも苦慮してきたが、半導体、機械、素材・部品等の分野では、中国企業のサプライヤーとして成長を取り込むことができた企業の事例も見られる (図表12)。

図表12 中国企業のサプライヤーとしての事業展開事例

分野	企業名	概要
素材	出光興産	2024年6月7日、有機新素材の研究開発・生産・販売に注力するハイテク企業「西安瑞聯新材料」による有機EL材料製造会社「出光電子材料 (中国)」への出資に合意したと発表。中国産部材の使用を志向する現地企業の採用率を高め、さらなるシェア拡大を狙う。
自動車部品	矢崎総業	2024年8月8日、矢崎 (中国)投資が中国の独立系自動車エンジニアリング会社「阿爾特汽車技術」と合弁会社を設立し、新エネルギー車産業で必要とされる高電圧システムの技術開発および関連製品の生産製造を共同で実施すると発表。
半導体	ローム	2024年8月29日、4世代SiC MOSFETペアチップを搭載したパワーモジュールが「浙江吉利」のEV専用ブランド「ZEEKR」のトラクションインバータに採用されたと発表。2018年より技術交流を開始し、2021年には戦略的パートナーシップを締結するなど協業を継続した成果として採用が決定。

出所) 各社のプレスリリースを基に作成

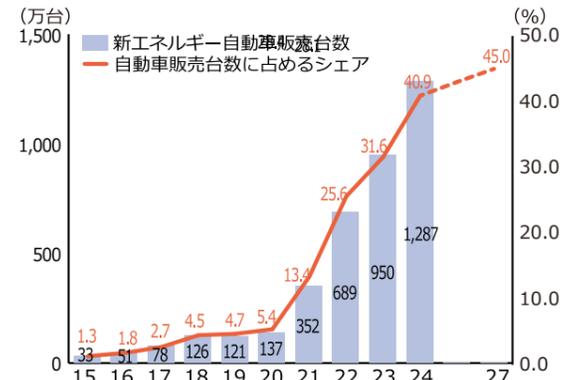
## 2) ネガティブな影響

他方、新エネルギー自動車分野を中心に、中国企業が技術力を向上させたことで、日本企業にとって手強い競争相手として台頭してきたことや、国産化を急ぐ中国政府の政策措置を受けて不公平な競争を余儀なくされるなど、相対的にはネガティブな影響が大きかったのではないかとと思われる。

### ① 中国系自動車メーカーの躍進

中国は新エネルギー自動車の普及を図ることで、「自動車大国」から「自動車強国」に転換すべく、供給と需要の両面からさまざまな政策措置を講じてきた<sup>[18]</sup>。2015年は販売台数が33万台、自動車販売台数に占めるシェアもわずか1.3%にすぎなかったが、2024年は前年比35.5%増の1,287万6,000台と初めて1,000万台を超え、自動車販売台数に占めるシェアも40.9%と4割を超えた (図表13)。中国系自動車メーカーの技術力向上は目覚ましく、特にBYDは高いコストパフォーマンスが評価されており、中国進出日系企業からは「商品力は日系を上回る」との声も聞かれる。

図表13 中国の新エネルギー自動車販売台数の推移

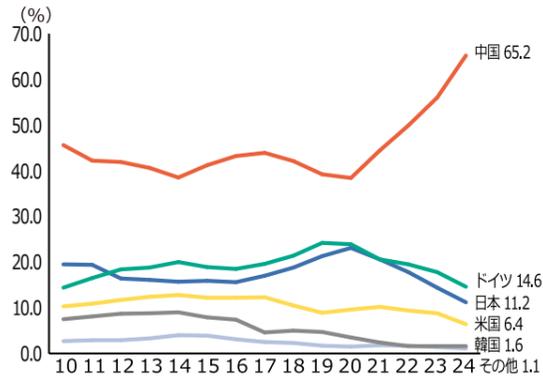


注1) 左目盛りが販売台数、右目盛りが自動車販売台数に占めるシェア  
注2) 2027年のシェアは「美しい中国建設の全面的推進に関わる中国共産党中央委員会および国務院の意見」(2024年1月)における目標値<sup>[19]</sup>  
出所) 中国自動車工業協会の公表資料等を基に作成

中国における国別乗用車販売台数のシェアの推移を見ると、2015年は41.2%にとどまっていた中国系のシェアは2021年頃から急増し、2024年は65.2%と初めて6割を超えた。他方、2020年に

23.1%に達した日系のシェアは2024年には11.2%と大幅に低下している(図表14)。

図表14 中国における国別乗用車販売台数のシェアの推移



出所) 中国自動車工業協会の公表資料等を基に作成

## ②国産化を目的とした中国の政策措置

中国が目指す最終目標は「総合的な実力において世界トップレベルの『製造強国』」の実現にある。これは「あらゆる技術の国産化」と同義と言っても過言ではない。このため、「中国製造2025」の発表以降、中国政府は国産化を目的とした政策措置を相次いで導入している。例えば、国家発展改革委員会と工業情報化部が2016年5月、製造強国建設の加速を目的として発表した「製造業の高度化・改造重大プロジェクトの実施に関する通知」では、政策による支援強化の一環として「『政府は国産品を購入する』という理念を確立し、国内のイノベーション製品を支援する」という方針が謳われている<sup>[20]</sup>。

こうした政策措置を受けて、日本企業は不公平な競争を余儀なくされている。中国進出日系企業で構成される中国日本商会は、2010年から中国の中央政府および地方政府との対話促進を目的として「中国経済と日本企業白書」を発刊し、中国ビジネスの現場で直面している課題を建議している<sup>[21]</sup>。そのうち、「公平な競争」の観点では、「政府調達市場において、依然として国産製品に限定する状況が継続的に見られている」「医療など多くの業界で、政府調達入札公告に輸入製品は参加してはならないとされ、国産設備の購入に限定されることが明記されている」「『安可(安全かつコントロール可能)』また

は『信創(信息化応用創新)』といった名称のリストが存在し、何らかの基準を満たして同リストに掲載された製品しか政府調達において採用されないとの情報があり、政府調達対象製品に選定されるための条件や基準も開示されていない「情報セキュリティ領域への参入基準や条件について明確な規定がなく、海外企業による参入を実質上困難にしている」といった指摘がなされている。

## 5. 中国の産業高度化政策の今後の展望

2025年までに世界の「製造強国」の仲間入りを果たすという目標は概ね達成されたと見られるが、それを踏まえて、中国の産業高度化政策の方向性を展望してみたい。

### 1) 新質生産力の提起

「中国製造2025」の「アップグレード版」あるいは「後継政策」とされるのが、「新質生産力(新たな質の生産力)」である。新質生産力とは、習近平国家主席が2023年9月、黒龍江省を視察した際に「科学技術イノベーション資源を統合し、戦略的新興産業および未来産業の発展をリードし<sup>[22]</sup>、新質生産力の形成を加速しなければならない」と提起したことが嚆矢とされる<sup>[23]</sup>。習主席は視察時に開催された「新時代における東北全面振興推進座談会」において、「新興産業および未来産業と新質生産力は相互に関連しており、積極的に発展・育成し、科学技術イノベーションによって産業の全面的な振興をリードし、新たな経済成長の原動力を生み出さなければならない」と強調した。

習主席の提起を踏まえ、2023年12月11~12日に開催された「中央経済工作会議」(翌年の経済政策の基本方針を決める重要会議)では、2024年の重点経済政策として「科学技術イノベーション主導による現代的産業体系の構築」が打ち出され、「科学技術イノベーションで産業イノベーションを推進し、破壊的技術と先端技術で新産業、新モデル、新原動力を生み出し、新質生産力を発展させる」ことが謳われた<sup>[24]</sup>。

また、工業情報化部など7部門は2024年1月29日、「未来産業の革新的発展の推進に関する実施意見」を発表した<sup>[25]</sup>。意見は「未来産業は先端技術によって牽引され、現在は萌芽期または産業化の初期段階にあり、顕著な戦略性、先導性、破壊性および不確実性を備えた先見的新興産業である。未来産業の発展を強化することは、科学技術の進歩をリードし、産業の高度化を促進し、新質生産力を育成するための戦略的選択である」と指摘。その上で意見は「新たな科学技術革命と産業変革の機会を捉え、製造業を主戦場として未来産業の発展を加速し、新型工業化の推進を支えるため意見を提起した」としている。

意見は目標として、2025年までに、未来産業の技術革新、産業育成、セキュリティ・ガバナンスなどを全面的に発展させ、一部の分野を国際的な先進水準に到達させ、産業規模を着実に拡大させた上で、2027年までに、未来産業の総合力を顕著に向上させ、一部の分野で世界的なリードを実現することを目指すとしている。また、意見は重点6分野として、製造、情報、素材、エネルギー、空間、ヘルスケアを掲げている(図表15)。

図表15 「未来産業の革新的発展の推進に関する実施意見」における未来産業の重点6分野

分野	概要
① 製造	スマート製造、バイオ製造、レーザー製造、スマートセンシング、工業分野のメタバース等の発展。
② 情報	次世代移動通信技術、衛星インターネット、量子情報等の技術の産業応用、量子コンピューティング技術のブレークスルー、大規模言語モデル(LLM)等の発展。
③ 素材	非鉄金属や化学工業等の先端基礎素材の高度化、高性能炭素繊維、先端半導体等の重要戦略素材、超電導材料等の新素材の発展。
④ エネルギー	原子力エネルギー、核融合、水素エネルギー、バイオマス等の重点分野に焦点を当てたエネルギー設備体系の構築、新型結晶シリコン太陽電池や薄膜太陽電池等の高効率な太陽電池、新型エネルギー貯蔵などの発展。
⑤ 空間	宇宙探査設備、深海作業設備、地球深部の資源探査・採掘設備の研究開発およびイノベーション応用の推進。
⑥ ヘルスケア	細胞・DNA技術、合成生物等の先端技術の産業化、5G・6G、メタバース、AI等の新興技術を活用した新型医療サービスの発展、デジタルツインやブレイン・マシン・インターフェース(BMI)等の先端技術を利用した先端医療設備およびヘルスケア用品の研究開発の推進。

出所) 工業情報化部等7部門「未来産業の革新的発展の推進に関する実施意見」(2024年1月)を基に作成

## 2) 集団学習における新質生産力の総括

中国共産党中央政治局は2024年1月31日、質の高い発展の着実な推進をテーマに、第11回集団学習を実施した<sup>[26]</sup>。主宰した習近平国家主席は「新質生産力はすでに実践の中で形成され、質の高い発展に対して強力な推進力と支持力を発揮している。この新たな実践を理論的に総括し、新たな発展の実践を指導する必要がある」と強調した。その上で、習主席は新質生産力を図表16の通り総括した。本稿執筆時点で新質生産力に関わる体系的な政策文書は公表されていないが、同総括は新質生産力の概念を包括したものと捉えることができる。

それによると、習主席は、新質生産力を「イノベーションが主導的役割を果たし、伝統的な経済成長方式や生産力発展から脱却し、ハイテク、高効率、高品質の特徴を持ち、新たな発展理念に適合する先進的な生産力の形態」と定義。新質生産力を発展させる核心的要素を「新産業、新モデル、新原動力を生み出す科学技術イノベーション」と指摘した。

また、新質生産力の発展に向けて、①科学技術イノベーションの成果の応用、②産業チェーンの配置、③戦略的任務に対応した科学的配置、④デジタル経済の発展強化に取り組んでいくことを提起した。

さらに、新質生産力とグリーン発展の関係について、①新質生産力とはグリーン生産力と指摘した上で、②生態優先の堅持、③グリーン科学技術イノベーションの加速、④経済政策手段の最適化を推進していくことが打ち出された。

加えて、改革の全面的深化による新型生産関係の形成に向けて、①新型生産関係の形成、②改革の深化、③ハイレベルの開放拡大を推進していくことや、業務メカニズムの整備および人材育成モデルの最適化を図る方針も示された。

図表16 習近平国家主席による新質生産力の総括

項目	概要
1 新質生産力の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イノベーションが主導的役割を果たし、伝統的な経済成長方式や生産力発展から脱却し、ハイテク、高効率、高品質の特徴を持ち、新たな発展理念に適合する先進的な生産力の形態。</li> <li>●技術の革命的ブレークスルー、生産要素の革新的配置、産業の深い転換・高度化によって生み出されるもので、労働者、労働手段、労働対象およびその最適な組み合わせによる躍進が基本的内包。</li> <li>●全要素生産性の大幅な向上が核心的指標。</li> </ul>
2 新質生産力を発展させる核的要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新産業、新モデル、新原動力を生み出す科学技術イノベーションが核的要素。</li> <li>●特に独創的・破壊的科学技术イノベーションを強化し、ハイレベルの科学技術の自立自強の実現を加速し、基幹コア技術の研究開発に取り組み、新質生産力を発展させる新たな原動力を育成。</li> </ul>
3 新質生産力に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 科学技術イノベーションの成果の応用 <ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な産業や産業チェーンに応用し、伝統産業を改造・高度化させ、新興産業を育成・拡大し、未来産業を構築・配置し、現代的産業体系を整備。</li> </ul> </li> <li>② 産業チェーンの配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>●産業チェーン・サプライチェーンの強靱性と安全レベルを向上させ、産業体系の自主制御可能性と安全の信頼性を確保。</li> </ul> </li> <li>③ 戦略的任務に対応した科学的配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型工業化の推進および製造強国、品質強国、ネットワーク強国、デジタル中国、農業強国の建設等の戦略的任務に対応した科学技術・産業イノベーションを科学的に配置。</li> </ul> </li> <li>④ デジタル経済の発展強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>●デジタル経済の発展を強化し、デジタル経済と実体経済の深い融合を促進し、国際競争力を備えたデジタル産業クラスターを構築。</li> </ul> </li> </ul>
4 新質生産力とグリーン発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新質生産力とはグリーン生産力 <ul style="list-style-type: none"> <li>●発展方式のグリーン・トランスフォーメーション（GX）を加速し、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルを後押し。</li> </ul> </li> <li>② 生態優先の堅持 <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑の山河は金山銀山という理念を確立・実践し、生態優先とグリーン発展の道を堅持。</li> </ul> </li> <li>③ グリーン科学技術イノベーションの加速 <ul style="list-style-type: none"> <li>●グリーン科学技術イノベーションと先進的グリーン技術の普及・応用を加速し、グリーン製造業を強化し、グリーンイノベーションサービス業を発展させ、グリーンエネルギー産業を拡大し、グリーン低炭素産業とサプライチェーンを発展させ、グリーン低炭素循環経済体系を構築。</li> </ul> </li> <li>④ 経済政策手段の最適化 <ul style="list-style-type: none"> <li>●グリーン低炭素発展を支援する経済政策手段を最適化し、グリーンファイナンスの牽引的役割を發揮させ、高効率な生態グリーン産業クラスターを構築。</li> </ul> </li> </ul>
5 改革の全面的深化による新質生産関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型生産関係の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>●新質生産力を発展させるべく、改革を全面的に深化させ、新型生産関係を形成。</li> </ul> </li> <li>② 改革の深化 <ul style="list-style-type: none"> <li>●経済・科学技術体制改革を深化させ、新質生産力の発展を制約するボトルネックの解消を強化し、先進的かつ良質な生産要素を新質生産力の発展に向けて円滑に移動。</li> </ul> </li> <li>③ ハイレベルの開放 <ul style="list-style-type: none"> <li>●ハイレベルの対外開放を拡大し、新質生産力の発展に良好な国際環境を構築。</li> </ul> </li> </ul>

6 業務メカニズムの整備および人材育成モデルの最適化	① 業務メカニズムの整備	●新質生産力の発展要件に基づき、教育、科学技術、人材の好循環を円滑化し、人材の育成、導入、活用、合理的流動に向けた業務メカニズムを整備。
	② 人材育成モデルの最適化	●科学技術の発展における新たな趨勢に基づき、高等教育機関の学科設置や人材育成モデルを最適化し、新質生産力の発展と質の高い発展の推進に必要な人材を育成。
	③ 分配メカニズムの整備	●生産要素が所得分配に参与するメカニズムを整備し、知識、技術、人材の市場価値を適切に反映させ、イノベーションを奨励し、失敗に寛容な雰囲気醸成。

出所) 新華社「習近平主席、中国共産党中央政治局第11回集団学習において新質生産力の発展加速、質の高い発展の着実な推進を強調」（2024年2月1日）を基に作成

### 3) 新質生産力に対する海外の見方

英誌「エコノミスト」は2024年4月4日、「習近平氏の経済停滞脱出のための誤った計画」と題する記事を配信<sup>[27]</sup>。同誌は「新質生産力への年間投資額は1兆6,000億ドルと、全投資額の5分の1に相当し、名目ベースで5年前の2倍と推定される。これは米国における2023年の全事業投資の43%に匹敵する。一部の産業では、2030年までに工場の生産能力が75%以上増加する可能性もある」と試算している。また、同記事は「その一部は、価値創造に意欲的な世界レベルの企業によるものだが、多くは補助金、暗黙または明示的な国家指導によって促進される」と指摘した上で「習氏の究極の目的は、世界経済におけるパワーバランスを逆転させることにある」との見解を示している。

### 4) 新質生産力に対する中長期の政策方針

中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議（3中全会）が2024年7月15～18日に開催された<sup>[28]</sup>。3中全会は中長期の経済政策方針を決定することが多く、中国共産党の最も重要な会議の1つとして注目されている。

閉幕日に発表されたコミュニケによれば、3中全会では「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」が採択され、2029年の中華人民共和国建国80周年ま

で、「決定」において提起された改革任務を完成させることが打ち出された<sup>[29]</sup>。

「決定」は全15部で構成され、60項目で300余りにも上る政策措置が列挙されている<sup>[30]</sup>。新質生産力は、第3部「質の高い経済発展の推進体制・メカニズムの整備」の一環として提起されており、その主な内容は以下の通りである。

- 技術の革命的ブレークスルー、生産要素の革新的配分、産業の高度なモデル転換・高度化を推進し、労働者、労働手段、労働対象の適正な再編・刷新・向上を推進し、新産業、新モデル、新原動力を生み出し、ハイテク、高効率、高品質を特徴とする生産力を発展させる。

- 重要な汎用技術、フロンティア技術、現代エンジニアリング技術、破壊的技術のイノベーションを強化し、新領域・新競争分野の制度的供給を強化し、未来産業の投資拡大メカニズムを構築し、次世代情報技術、AI、航空宇宙、新エネルギー、新素材、ハイエンド設備、バイオ医薬、量子技術などの戦略的産業の発展政策とガバナンス体系の整備を推進し、新興産業の健全で秩序ある発展を導く。

- 国家標準の向上により伝統産業の最適化・高度化をリードし、企業のデジタル・スマート技術、グリーン技術を用いた伝統産業の改造・高度化を支援する。

- 環境保護、安全などの制度的制約を強化する。

- 関連規則・政策を整備し、新質生産力に適應する生産関係の形成を加速し、新質生産力の発展に向けた各種の先進的要素の集積を促進し、全要素生産性を大幅に向上させる。

### 5) 新質生産力に関わる2025年の政策措置

3中全会の決定を踏まえ、2025年3月5～11日に開催された全人代に提出された「政府活動報告」では、2025年における政府活動の任務の1つとして、「各地の実情に基づく新質生産力の発展による現代的産業体系の構築の加速」が打ち出された<sup>[31]</sup>。具体的には「科学技術イノベーションと産業

イノベーションの融合発展を推進し、新型工業化を推進し、先進的製造業を拡大・強化し、現代サービス業を発展させ、新原動力の発展・成長と旧原動力の活性化・高度化を促進する」との基本方針に基づき、①新興産業と未来産業の育成・拡大、②伝統産業の改造・高度化の推進、③デジタル経済のイノベーション活力の喚起という3つの政策パッケージで新質生産力の発展に取り組んでいくことが謳われた（図表17）。

図表17 政府活動報告（2025年）における新質生産力の政策措置

項目	概要
① 新興産業と未来産業の育成・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦略的新興産業の融合・クラスター発展を推進。</li> <li>●新技術・新製品・新シーンの大規模モデル事業を展開し、商業航空宇宙や低空経済<sup>[32]</sup>、深海科学技術等の新興産業の安全かつ健全な発展を推進。</li> <li>●未来産業の投資拡大メカニズムを確立し、バイオ製造、量子技術、エンボディドAI<sup>[33]</sup>、6Gなどの未来産業を育成。</li> <li>●先進的製造業と現代サービス業の融合発展の試行を深化させ、サービス型製造業の発展を加速。</li> <li>●産業の統制・配置と生産能力モニタリングを強化し、産業の秩序ある発展と健全な競争を促進。</li> <li>●国家ハイテク産業開発区の革新的発展を加速。</li> <li>●イノベーション型企業を類別に育成し、「专精特新」中小企業の発展を促進し<sup>[34]</sup>、ユニコーン企業とガゼル企業の発展を支援し<sup>[35]</sup>、より多くの企業が新たな領域と競争分野で成長を加速させることを支援。</li> </ul>
② 伝統産業の改造・高度化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業の重点サプライチェーンの質の高い発展を加速させ、産業基盤の再構築と重要技術・設備の開発を強化。</li> <li>●製造業の重要技術改造・高度化プロジェクトと大規模設備更新プロジェクトを実施。</li> <li>●製造業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を加速し、業界ノウハウとデジタル技術の両面に精通するデジタル化支援業者を育成し、中小企業のDX支援を強化。</li> <li>●標準向上による伝統産業最適化・高度化行動を実施。</li> <li>●製造業の「製品開発・質的向上・ブランディング」の取り組みを推進し、総合的品質管理（TQM）を強化し、ブランド品や目玉産業を創出。</li> </ul>
③ デジタル経済のイノベーション活力の喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「AI+」行動を持続的に推進し、デジタル技術を製造業・市場の優位性と連携させ、大規模言語モデルの広範な応用を支援し、コネクテッド新エネルギー車、AI搭載スマホ・パソコン、AIロボットなどの次世代スマート端末・製造装置の発展を推進。</li> <li>●5Gの大規模応用を拡大し、インダストリアル・インターネットの革新的発展を加速し、全国のデータセンターの立地を最適化し、国際競争力を備えたデジタル産業クラスターを構築。</li> <li>●データ関連基本制度の整備を加速し、データ資源の開発・利用を深化させ、データ越境移転を促進・規範化。</li> <li>●プラットフォーム経済の規範的かつ健全な発展を促進し、イノベーション促進、消費活性化、雇用安定等における積極的な役割をよりよく發揮。</li> </ul>

出所) 全人代「政府活動報告」（2025年3月）を基に作成

また、政府活動報告に加えて、全人代に国家発展改革委員会から提出された「2024年の国民経済・社会発展計画の執行状況と2025年の国民経済・社会発展計画案に関する報告」でも、2025年における主要任務の1つとして、「各地の実情に基づく新質生産力の発展による現代的産業体系の構築の加速」が挙げられ、①伝統産業の改造・高度化の促進、②新興産業の持続的な育成・拡大、③未来産業の配置・建設の加速、④実体経済とデジタル経済の高度な融合の促進、⑤現代化インフラ体系整備の加速を推進していくことが提起された<sup>[36]</sup>。なお、同計画案では、新質生産力の発展および産業・科学技術イノベーション能力の向上に関する意見を打ち出す方針が示されたことが注目される。

さらに、全人代に財政部から提出された「2024年の中央・地方予算の執行状況および2025年度中央・地方予算案に関する報告」によれば、現代的産業体系の構築支援に向けて、中央財政が製造業分野特別資金に前年度比14.5%増の118億7,800万元（約2,376億円、1人民元＝約20円）を計上し、製造業の重点分野の質の高い発展を推進し、産業チェーン・サプライチェーンの強靱性と安全レベルを向上させることが打ち出された。加えて、超長期特別国債から前年度比500億元増の2,000億元（約4兆円）を設備更新支援に計上し、範囲をさらに拡大し、適用基準を引き下げること、先進的設備の導入を奨励するとともに、旧式設備の廃棄を促進させることが謳われた<sup>[37]</sup>。

## 結びに代えて

2015年の「中国製造2025」の発表から10年余りが経過した。中国政府は米国の批判を意識して、2019年以降は「中国製造2025」という言葉を公式の場で使わなくなったが、2025年に「製造強国」の仲間入りを果たすという目標を着実に推進してきた。中国の産業動向に詳しい伊藤忠総研・産業調査センターの趙瑋琳主任研究員は「『中国製造2025』が製造業の高度化を加速させたことは間違いない」と指摘する。

「製造強国」の仲間入りという目標が概ね達成されたことで、中国は今後、米中対立の激化も踏まえ、「中国製造2025」の「アップグレード版」とされる「新質生産力」の推進を通じて、新興産業や未来産業などの分野での競争優位の確保を狙った政策を展開していくものと見られる。

ただし、「中国製造2025」で未達となった目標は残されており、その目標をクリアするハードルはかなり高い。また、新質生産力に必要な不可欠な先端技術は、米国の規制強化などの影響も受けて、海外からの導入が困難な状況にある。中国の最終的な目標である総合的な実力において世界トップレベルの「製造強国」の実現に向けて、解決しなければならない課題は決して少なくない。

例えば、最先端の半導体製造に必要な不可欠なEUV露光装置は高度な技術が必要とされ、オランダのASML社が独占的に製造しているのが現状だが、米国の輸出規制により、中国への供給が制限されている。このため、中国は自国での開発を余儀なくされているが、国産化を図ることは現時点で技術的に極めて困難と見る向きが多い。

また、国有旅客機メーカーの中国商用飛機（COMAC）が開発した商用旅客機「C919」も部品の国産化率は6割程度と見られる。特に基幹部品であるエンジンは米ゼネラル・エレクトリック（GE）と仏企業の合弁会社CFMインターナショナルが生産するものを搭載しており、米中対立が一段と強まれば調達が規制される可能性がある<sup>[38]</sup>と報じられている。

他方、前述の通り、ルビオ国務長官は2024年9月に発表した報告書において、「米国がこれまでに直面した中で最大かつ最も先進的な敵に油断することはできない」と強調する。この10年間、西側諸国が制裁措置を発動する中でも、中国の製造業のレベルが大きく向上したことは事実だ。「中国製造2025」の教訓として、その実力を決して侮ってはならないだろう。

（2025年4月17日記）

- [1] 国務院「『中国製造2025』の公布に関する通知」2015年5月19日（[https://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content\\_9784.htm#](https://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm#)）
- [2] 新華社「中華人民共和國國民經濟・社會發展第13次5カ年計畫要綱」2016年3月17日（[http://www.xinhuanet.com/politics/2016h/2016-03/17/c\\_1118366322.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2016h/2016-03/17/c_1118366322.htm)）
- [3] 中国のAI政策の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2022年度2号「人工知能（AI）をめぐる中国の政策動向と今後の課題」（[https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2023\\_02.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2023_02.pdf)）を参照されたい。
- [4] 中所得国のわなとは、開発途上国が低賃金という優位性を生かして高成長を続け、中所得国の水準まで発展した後、人件費の水準が高まる一方、産業高度化が伴わないことで、国際競争力を失って経済発展の停滞が続く状態を指す。
- [5] USTR「Findings of the Investigation into China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation under Section 301of the Trade Act of 1974」2018年3月22日（<https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>）
- [6] USTR「Economic and Trade Agreement Between the Government of the United States and the Government of the People's Republic of China」2020年1月15日（<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2020/january/economic-and-trade-agreement-between-government-united-states-and-government-peoples-republic-china>）
- [7] 新華社「政府活動報告」2019年3月16日（[http://www.xinhuanet.com/politics/2019-03/16/c\\_1124242390.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2019-03/16/c_1124242390.htm)）
- [8] 習近平「国家中長期經濟社會發展戰略における若干の重大問題」『求是』（2020年第21号）2020年11月1日（[http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-10/31/c\\_1126680390.htm](http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2020-10/31/c_1126680390.htm)）。
- [9] South China Morning Post「Made in China 2025: China meets most targets in manufacturing plan, proving US tariffs and sanctions ineffective」2024年4月30日（[https://www.scmp.com/news/china/science/article/3260307/made-china-2025-china-meets-most-targets-manufacturing-plan-proving-us-tariffs-and-sanctions?module=perpetual\\_scroll\\_0&pgtype=article](https://www.scmp.com/news/china/science/article/3260307/made-china-2025-china-meets-most-targets-manufacturing-plan-proving-us-tariffs-and-sanctions?module=perpetual_scroll_0&pgtype=article)）
- [10] South China Morning Post「Made in China 2025: 4 questions on the country's manufacturing upgrade 10 years on」2025年2月25日（<https://www.scmp.com/tech/tech-trends/article/3300047/made-china-2025-4-questions-countrys-manufacturing-upgrade-10-years>）
- [11] The Washington Post「Beijing set out to destroy U.S. economic supremacy. It's nearing its target」2024年9月9日（<https://www.washingtonpost.com/opinions/2024/09/09/marco-rubio-made-in-china-threat/>）
- [12] 中国EU商会「Made in China 2025: The Cost of Technological Leadership」2025年4月16日（[https://www.eurochamber.com.cn/en/press-releases/3707/european\\_chamber\\_highlights\\_costs\\_of\\_china\\_s\\_technological\\_leadership\\_ambitions](https://www.eurochamber.com.cn/en/press-releases/3707/european_chamber_highlights_costs_of_china_s_technological_leadership_ambitions)）
- [13] 国家製造強国建設戰略諮問委員会は、中国製造2025の政策推進において、製造業発展をめぐる先見的・戦略的な重要問題について研究し、製造業企業の重要な意思決定に対してコンサルティングや評価を提供することを目的に、2015年8月に設立された。
- [14] 新華社「中国製造業の国際競争力は上昇傾向」2024年12月30日（<http://www.xinhuanet.com/politics/20241230/c6020536d026475091195e3b8bb2c715/c.html>）
- [15] 「旧・三種の神器」はアパレル、家具、家電を指す。
- [16] 特許協力条約（PCT:Patent Cooperation Treaty）とは、1つの出願書を条約に従って提出することにより、すべてのPCT加盟国に同時出願したと同等の効果を与える出願制度。
- [17] WIPO「Use of WIPO's Global IP Registries for Patents, Trademarks and Designs Grew in 2024」2025年3月17日（[https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article\\_0003.html?utm\\_source=WIPO+Newsletters&utm\\_campaign=9a9742b75f-NMD\\_PressRelease\\_934\\_Services\\_EN\\_170325&utm\\_medium=email&utm\\_term=0\\_-9a9742b75f-257539906](https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article_0003.html?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=9a9742b75f-NMD_PressRelease_934_Services_EN_170325&utm_medium=email&utm_term=0_-9a9742b75f-257539906)）
- [18] 中国の新エネルギー自動車政策の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2022年度3号「新エネルギー自動車（NEV）をめぐる中国の政策動向」（[https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2022\\_03.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2022_03.pdf)）を参照されたい。

## コラム2

# そもそもマネーロンダリングとは何か —改正「反マネーロンダリング法」を契機として



### 村尾 龍雄

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。15の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

- [19] 新華社「中国共産党中央委員会・國務院『美しい中国建設の全面的推進に関わる意見』」2024年1月11日 (<http://www.news.cn/politics/20240111/b1e10e998f644683b7e64d8bf8ff589b/c.html>)
- [20] 国家発展改革委員会・工業情報化部「製造業の高度化・改造重大プロジェクトの実施に関する通知」2016年5月18日 ([https://www.ndrc.gov.cn/fqgz/cygz/zcygz/201605/t20160518\\_1149841.html](https://www.ndrc.gov.cn/fqgz/cygz/zcygz/201605/t20160518_1149841.html))
- [21] 中国日本商会「中国経済と日本企業白書」 (<https://www.cjcci.org/list/576.html>)
- [22] 新興産業および未来産業に関して、工業情報化部等4部門は2023年8月3日、「新産業標準化パイロットプロジェクト実施計画（2023～2035年）」を発表 ([https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202308/content\\_6899527.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202308/content_6899527.htm))。同計画において、新興産業として8分野（①次世代情報技術、②新エネルギー、③新素材、④ハイエンド装備、⑤新エネルギー自動車、⑥グリーン・環境保護、⑦民間航空、⑧船舶・海洋工程装備）、未来産業として9分野（①メタバース、②ブレイン・コンピューター・インターフェース、③量子情報、④人型ロボット、⑤生成AI、⑥バイオ製造、⑦次世代ディスプレイ、⑧次世代ネットワーク、⑨新型エネルギー貯蔵）が掲げられている。
- [23] 新華社「習近平主席が初めて『新質生産力』に言及」2023年9月10日 ([http://www.news.cn/politics/leaders/2023-09/10/c\\_1129855743.htm](http://www.news.cn/politics/leaders/2023-09/10/c_1129855743.htm))
- [24] 新華社「中央経済工作会議を北京で開催、習近平主席が重要講話を公表」2023年12月12日 ([http://www.news.cn/politics/2023-12/12/c\\_1130022917.htm](http://www.news.cn/politics/2023-12/12/c_1130022917.htm))
- [25] 工業情報化部等7部門「未来産業の革新的発展の推進に関する実施意見」2024年1月29日 ([https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/yj/art/2024/art\\_ad15b0f08a714fd8888c0e31468b8c54.html](https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/yj/art/2024/art_ad15b0f08a714fd8888c0e31468b8c54.html))
- [26] 新華社「習近平主席、中国共産党中央政治局第11回集団学習において新質生産力の発展加速、質の高い発展の着実な推進を強調」2024年2月1日 (<http://www.xinhuanet.com/politics/20240201/df84c5b067e0457e9079e55b10f353e7/c.html>)
- [27] The Economist [Xi Jinping's misguided plan to escape economic stagnation] 2024年4月4日 (<https://www.economist.com/leaders/2024/04/04/xi-jinpings-misguided-plan-to-escape-economic-stagnation>)
- [28] 3中全会の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2024年度3号「『3中全会』を踏まえた中国の経済情勢と今後の展望」 ([https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2024\\_03.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2024_03.pdf)) を参照されたい。
- [29] 新華社「中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議コミュニケ」2024年7月18日 (<http://www.news.cn/politics/leaders/20240718/a41ada3016874e358d5064bba05eba98/c.html>)
- [30] 新華社「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」2024年7月21日 (<http://www.news.cn/politics/20240721/cec09ea2bde840dfb99331c48ab5523a/c.html>)
- [31] 新華社「政府活動報告」2025年3月12日 (<http://www.news.cn/politics/20250312/a71e63d66967404e8e644f9753c65fc9/c.html>)
- [32] 低空経済とは、高度1,000メートルの低空域で、有人・無人のドローンやeVTOL（電動垂直離着陸機）などを活用した経済活動を指す。
- [33] エンボディドAI (Embodied AI) とは、身体を持ち、現実世界での知覚や行動を通じて学習・判断・行動するAIを指す。
- [34] 「專精特新」中小企業とは、イノベーションの強化に向けて、専門性、精巧な技術力、独自性、新規性の4点で優れた特徴を有する中小企業を指す。
- [35] ユニコーン企業とは評価額が10億ドルを超える非上場のスタートアップ企業、ガゼル企業とは新興企業で成長力と雇用創出力が高い企業を指す。
- [36] 新華社「2024年の国民経済・社会発展計画の執行状況と2025年の国民経済・社会発展計画案に関する報告」2025年3月13日 (<http://www.news.cn/politics/20250313/ff518a304b9b42cfbdf1ddee037528e3/c.html>)
- [37] 新華社「2024年の中央・地方予算の執行状況および2025年度中央・地方予算案に関する報告」2025年3月13日 (<http://www.news.cn/politics/20250313/7878688a4d6c4be0b41f2e6980d9c061/c.html>)
- [38] 日本経済新聞「中国COMAC、『大中小』の国産旅客機で攻勢 アジア狙う」2025年1月7日 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM06ANP0W5A100C2000000/?type=my#AAAUAgABMA>)

## 1. はじめに

マネーロンダリング (money laundering。資金洗浄。以下「マネロン」) という言葉は新聞その他メディアで頻りに用いられる。しかしその用語が果たしてどこから来たものなのか、マネロンは誰が管理するものなのか、その用語の定義を前提として前号の「投資関連制度情報」で紹介した改正「反マネーロンダリング法」は日本や香港と比較してどのような位置付けの法律となるのか（日系企業、特に金融機関以外の日系企業が同法施行により何か特段のマネロン対策を講じる必要があるのか）といったそもそも論を理解する読者は意外に少ないのではないかと推測する。

そこで、今回はそもそもマネロン入門としてこうした疑問についての回答を検討する。

## 2. マネロンはどこから来たものなのか、誰が管理するものなのか

1) マネロンの沿革については、JAFIC (Japan Financial Intelligence Center。警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室) のHP<sup>[1]</sup> が政府機関HP中、圧倒的に詳細でクオリティが高い。以下では当該HPも参照しながら、その歴史について概説する。

2) マネロンの歴史の発端は麻薬である。特に中南米

諸国 (メキシコ、コロンビア、ベネズエラ等) から大量の麻薬が流入するアメリカが最大の被害国である。そこで麻薬密売組織の犯罪収益を断ち切るためにマネロン規制が開始したのである。具体的には、一方で1988年12月に採択された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(以下「麻薬新条約」)<sup>[2]</sup> は薬物犯罪による収益の隠匿等の行為を犯罪化することや、これを剥奪するための制度を構築することを締約国に義務付けるとともに、1989年7月のアルシュ・サミットで、薬物犯罪に関するマネロン対策における国際協力の強化のため、先進主要国を中心としてFATF (Financial Action Task Force。金融活動作業部会) が設立された。FATFこそ世界的なマネロンの管理者である。

なお、日本では麻薬新条約の執行のための国内法として「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(以下「麻薬特例法」) が施行された (1991年10月5日公布、1992年7月1日施行)。これに相当する中国の法律は「中華人民共和国麻薬禁止法」<sup>[3]</sup> であり、香港の法律はthe “Drug Trafficking (Recovery of Proceeds) Ordinance”, Cap. 405<sup>[4]</sup> である。

3) FATFによる各国に対するマネロンの規制手法は今も昔も「40の勧告 (The 40 Recommendations)」(その嚆矢は1990年4月のもの)<sup>[5]</sup> に代表される加盟各国が刑事司

法及び金融規制の分野において遵守すべき規範を公表し、加盟各国がこれを遵守しているかどうかを相互に審査するため一定期間を設けてFATFが人員を派遣するなどしてその遵守状況を調査し、その調査結果を報告書として公表するというものである。FATF対日相互審査は既に4回実施されており(直近のFATF第4次対日相互審査報告書は2021年8月30日公表<sup>[6]</sup>)、次回がFATF第5次相互審査である。

4) 麻薬新条約の加盟国が192か国(2025年3月)と国連加盟国数である196か国<sup>[7]</sup>の大半であるのに対して、FATF加盟国はFATF事務局が置かれているOECD(経済協力開発機構)の加盟国を中心として38加盟国・地域及び2地域機関<sup>[8]</sup>(2025年2月<sup>[9]</sup>)である。具体的には次のとおりである。<sup>[10]</sup>

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア

5) OECD加盟国も38か国であるが<sup>[11]</sup>、次のとおりFATF加盟国とは完全に一致するわけではない。特に中国も香港も加盟国・地域ではないことに注意を要する。

(EU加盟国) ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストラリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、エストニア、スロベニア、ラトビア、リトアニア  
 (それ以外) 日本、イギリス、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル、コロンビア、コスタリカ

6) 香港は「中華人民共和国憲法」第31条<sup>[12]</sup>及び「中華人民共和国香港特別行政区基本法」(以下「香港基本法」)に基づいて設置された香港特別行政区として中国の一部であるにもかかわらず、香港のFATF加盟時期が香港の統治権を含む主権が中国に復帰した1997年7月1日より前の1991年であるため<sup>[13]</sup>、2007年に加盟した中国<sup>[14]</sup>とは別途加盟地域としての地位を有している。以下、香港基本法第152条第2項、第3項を示す。

2, 香港特別行政区は、「中国香港」の名により、国を単位とせずに参加する国際組織及び国際会議に参加することができる。  
 3, 中華人民共和国が既に参加しており、香港もある種の形式で参加している国際組織については、中央人民政府は、必要な措置を講じて香港特別行政区に適当な形式によりこれら組織における地位を継続して保持させる。

なお、日本のFATF加盟は1990年<sup>[15]</sup>、中国は2007年<sup>[16]</sup>である。

7) FATF加盟国・地域ではないから、その他の国家・地域ではマネロン対策が一切ないのかと言えばそうではない。具体的には9つのFATF型地域体(FSRB: FATF-style regional bodies)、①アジア太平洋(日本はメンバー) ②カリブ ③中露を含むユーラシア ④東・南アフリカ ⑤中央アフリカ ⑥ラテンアメリカ ⑦西アフリカ ⑧中東・北アフリカ ⑨欧州(日本はオブザーバー)があり、これを加えると「40の勧告」を中心とするFATF勧告は世界200以上の国・地域に適用される<sup>[17]</sup>(国連加盟国数より多い)。

8) その後FATFのマネロン概念は次のとおり拡大した。

## ア、組織犯罪対策

1995年6月(ハリファクス・サミット)では、国際的な組織犯罪対策として、薬物取引だけでなく重大犯罪から得られた収益の隠匿を防止する対策も必要であるとされ、これを受けてFATFは1996年6月「40の勧告」を一部改訂し、前提犯罪(不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネロン対策の対象となるもの)を従来の薬物犯罪から重大犯罪に拡大すべきであるとした。これを受けて日本では「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(1999年8月18日公布、2000年2月1日施行。以下「組織犯罪処罰法」)が制定された。これに相当する中国の法律は「中華人民共和国反組織犯罪法」<sup>[18]</sup>であり、香港の法律はthe “Organized and Serious Crimes Ordinance”, Cap. 455<sup>[19]</sup>である。

## イ、テロ資金供与対策

組織犯罪対策は1999年12月の「テロリズムに対

する資金供与の防止に関する国際条約」(以下「テロ資金供与防止条約」)に代表されるとおり、テロ資金供与対策につながっていくが、その流れを決定的なものとしたのは2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件であり、FATFは翌10月、臨時会合を開催し、その任務にテロ資金供与対策を含めるとともに、テロ資金供与対策の国際的な標準として、テロ資金供与の犯罪化やテロリストに関わる資産の凍結措置等を内容とする「8の特別勧告(テロ資金に関するFATF特別勧告)」を策定した(2004年には、8の特別勧告に国境を越える資金の物理的移転を防止するための措置に関する項目が追加され、「9の特別勧告」となった)。

なお、日本ではテロ資金供与防止条約の執行のための国内法として「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」(いわゆる「テロ資金提供処罰法」)が施行された(2002年6月12日公布、同年7月2日施行)。これに相当する中国の法律は「中華人民共和国反テロリズム法」<sup>[20]</sup>であり、香港の法律はthe “United Nations (Anti-Terrorism Measures) Ordinance”, Cap.575<sup>[21] [22]</sup>である。

## ウ、非金融業者等へのマネロン対策拡大と公務員による汚職対策

2003年6月、FATFは「40の勧告」の改訂を行い、金融機関以外の業態を利用した隠匿行為等に対応すべく、弁護士等の職業専門家を含む非金融業者(designated non-financial businesses and professions。以下「DNFBP」)にマネロン対策を拡充した。同時に外国PEPs(Politically Exposed Persons)概念を設けてクロスボーダーの贈収賄対策強化を図った。

2003年「40の勧告」原文	仮訳
<p>“Politically Exposed Persons” (PEPs) are individuals who are or have been entrusted with prominent public functions in a foreign country, for example Heads of State or of government, senior politicians, senior government, judicial or military officials, senior executives of state owned corporations, important political party officials. Business relationships with family members or close associates of PEPs involve reputational risks similar to those with PEPs themselves. The definition is not intended to cover middle ranking or more junior individuals in the foregoing categories.</p>	<p>「政治的に露出した人物(PEPs)」とは外国において傑出した公的機能を任されているか、又は任されてきた個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府、司法、軍の各高官、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。PEPsの家族や近親者とのビジネス上の関係は、PEPs そのものとの関係と類似するレピュテーションリスクを含む。定義は、前述の類型において、中級に位する者やより下位の個人を含むことを意図するものではない。</p>

なお、2003年改訂「40の勧告」を契機として、日本では疑わしい取引の届出は改正組織犯罪処罰法中に、また本人確認と取引記録の保存の措置は「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」又はその改正法としての「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(既に廃止)中に分散していたものを集約する形で「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」)が施行された(2007年3月31日公布、同年4月1日施行)。これに相当する中国の法律は「中華人民共和国反マネーロンダリング法」(本稿のここ以外では略称である「反マネーロンダリング法」の用語例による)<sup>[23]</sup>であり、香港の法律はthe “Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Ordinance”, Cap.615(以下「AMLO」)<sup>[24]</sup>である。

## エ、2012年の「40の勧告」改訂

2012年2月、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の腐敗等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、「40の勧告」と「9の特別勧告」を一本化し、現行の「40の勧告」に改訂した。ここではPEPs概念が国内PEPsを内包する形で拡大されている(下線部が修正箇所)。

2012年「40の勧告」原文	仮訳
Foreign PEPs are individuals who are or have been entrusted with prominent public functions by a foreign country, for example Heads of State or of government, senior politicians, senior government, judicial or military officials, senior executives of state owned corporations, important political party officials.	外国PEPsとは外国において傑出した公的機能を任されているか、又は任されてきた個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府、司法、軍の各高官、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。PEPsの家族や近親者とのビジネス上の関係は、PEPsのものとの関係と類似するレピュテーションリスクを含む。
Domestic PEPs are individuals who are or have been entrusted domestically with prominent public functions, for example Heads of State or of government, senior politicians, senior government, judicial or military officials, senior executives of state owned corporations, important political party officials. Persons who are or have been entrusted with a prominent function by an international organisation refers to members of senior management, i.e. directors, deputy directors and members of the board or equivalent functions. The definition is not intended to cover middle ranking or more junior individuals in the foregoing categories.	国内PEPsとは国内的に傑出した公的機能を任されているか、又は任されてきた個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府、司法、軍の各高官、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。PEPsの家族や近親者とのビジネス上の関係は、PEPsのものとの関係と類似するレピュテーションリスクを含む。国際機関により傑出した機能を任されているか、又は任されてきた個人とは上級管理のメンバーをいい、例えば理事会又はこれに相当する機能体の理事、代理理事及びそのメンバーをいう。
The definition is not intended to cover middle ranking or more junior individuals in the foregoing categories.	定義は、前述の類型において、中級に位する者やより下位の個人を含むことを意図するものではない。

## オ、近時の議論<sup>[25]</sup>

その後の議論として、①暗号資産 (Virtual Asset)、②大量破壊兵器拡散金融 (Proliferation Finance)、③実質的支配者 (Beneficial Ownership) の透明性向上、④環境犯罪からのマネロン対策の4つがある。財務省HP<sup>[26]</sup>によれば

このうち③について、財務省HPは次のとおり解説する。

パナマ文書(※)、パンドラ文書(※)等の法人・信託の悪用事例が明るみに出る等、法人の実質的支配者の把握強化が必要との問題意識が国際的に高まっており、FATFにおいても各国における実質的支配者情報の隠匿・詐称を通じた、法人・信託の悪用事例を集めた報告書<sup>[27]</sup>を作成しました。

※パナマ文書：パナマを拠点とする法律事務所から流出し、「国際調査報道ジャーナリスト連合 (ICIJ)」が2016年4月に公表した内部文書等のことをいいます。関係国は世界200カ国・地域に及び、リークされた企業数は21万4000社に上るとされ、オフショア金融センターに設立した法人等を利用した課税逃れ等の疑惑が生じました。

※パンドラ文書：同じくICIJによって公表されたもので、タックスヘイブンに会社を設立・管理する法律事務所等の内部文書等からなります。世界各国の政治家、王族、資産家等が租税回避・マネロンを行っていることを示したとされています。

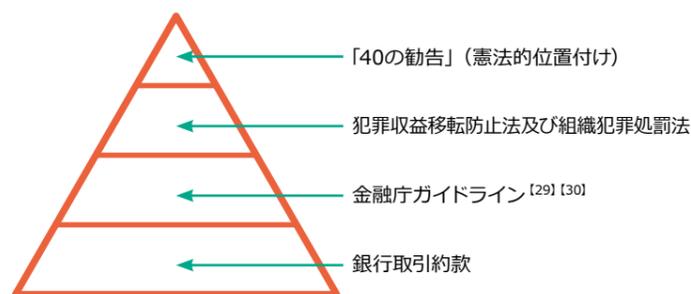
これを受けて、法人悪用を防止する観点から、登録機関等の公的機関が法人の実質的支配者情報を把握できる仕組みの義務化を含む多面的取組を規定した勧告24改訂案を2022年3月に採択しました。また2023年2月に、バランスが取れていて首尾一貫した実質的支配者のFATF基準とするため、FATFは法人に関する勧告24に沿って信託に関する勧告25の改訂も合意しました。両勧告とも第5次審査から適用することとなっています。

とすると、近時注目される実質的支配者の透明性向上に関する議論は、脱税・租税回避行為の国際的抑止ともつながるものであり、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting. 税源浸食と利益移転) 防止措置実施条約<sup>[28]</sup>と共通の基盤を持つものである。

## 3. 改正「反マネーロンダリング法」の位置付け如何ー日本法及び香港法との比較

### 1) 前提ー日本法における「40の勧告」の規範構造 (金融機関)

まず前提として日本法における「40の勧告」の規範構造を金融機関について見ると、次のようなヒエラルキー構造となっている。



「40の勧告」が法律である犯罪収益移転防止法及び組織犯罪処罰法との関係で憲法的位置付けとなるのは、両法を含めて日本が「40の勧告」(その他に「11の有効性基準」)<sup>[31]</sup>についてどの程度遵守しているかを「遵守 (Compliant)」、「概ね遵守 (Largely Compliant)」、「一部遵守 (Partly Compliant)」、「不遵守 (Non-Compliant)」に分けて審査されるのであり、その意味で「40の勧告」はFATF対日相互審査的文脈では法律の上位規範となるからである。これは中国及び香港について同様である。

## 2) 改正「反マネーロンダリング法」の位置付けー日本法と香港法との比較

### ア、マネロンに関する定義規定の有無

「反マネーロンダリング法」第2条第1項は「この法律において「反マネーロンダリング」とは、麻薬犯罪、裏社会性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪その他の犯罪による所得並びにその収益の源泉及び性質を各種方式を通じて偽装し、又は隠蔽するマネーロンダリング活動を予防するため、この法律の規定により関連措置を講ずる行為をいう。」と定義する。

また、AMLO別表1 (Schedule.1) も次のとおりマネロンの定義を置く。

原文	仮訳
<b>money laundering</b> (洗銭) means an act intended to have the effect of making any property— (a) that is the proceeds obtained from the commission of an indictable offence under the laws of Hong Kong, or of any conduct which if it had occurred in Hong Kong would constitute an indictable offence under the laws of Hong Kong; or (b) that in whole or in part, directly or indirectly, represents such proceeds, not to appear to be or so represent such proceeds;	マネーロンダリング (洗銭) は、次の財産を形成する効果を持つと意図された作為をいう— (a) 香港法に基づき正式起訴状を必要とし得る犯罪の執行、もしくは香港で起きたならば香港法に基づき正式起訴状を必要とし得る犯罪を構成したであろう行為により得られた収益、又は (b) 全部もしくは一部、直接的もしくは間接的に当該収益を代表するものであって、当該収益であると思えないもの、又は当該収益を代表するものと思えないもの。

しかし、日本法はマネロンそのものを定義する条文はない。マネロンは外来語として国民に定着しているが、それをそのまま法律で規定することに技術的な困難があるためか、政府機関のHPで定義されるのみである<sup>[32]</sup>。この点において中国法は香港法同様、国民に法律上のマネロンの定義を示す点で日本法より相対的に優れている。

## イ、マネロン抑止義務を負う主体ー特に特定事業者又はDNFBPーについての規定

マネロン抑止義務を負う主体について、日本法は犯罪収益移転防止法第2条第2項各号で金融機関とともに非金融機関である「特定事業者」を詳細に規定している。香港法もAMLOで次のとおり規定する。

原文	仮訳
<b>DNFBP</b> (指定非金融業人士) means— (a) an accounting professional; (b) an estate agent; (c) a legal professional; (d) a TCSP <sup>[33]</sup> licensee; or (e) a Category BPMS <sup>[34]</sup> registrant; <b>Note—</b> DNFBP is an acronym for persons in the category described as designated non-financial businesses and professions in the Financial Action Task Force’s Recommendations.	DNFBP (指定非金融業人士) とは以下を意味する。 (a) 会計専門家、 (b) 不動産仲介業、 (c) 法律専門家、 (d) 信託及び会社サービス供給者、又は (e) ビジネスプロセスマネジメントシステムの区分登録者 <b>注—</b> DNFBPとは金融活動作業部会の勧告において指定された非金融のビジネス及び専門職として述べられた区分に属する人の頭字語である。

しかし、「反マネーロンダリング法」は「第3章 反マネーロンダリング義務」(第27条乃至第42条)を規定するものの、「金融機構 (Financial Institutions)」の義務のみに終始しており、非金融機関である「特定事業者」又はDNFBPについての規定が第64条のみと乏しいため、中国法はこの点で日本法及び香港法と比較して整備が遅れている。

第64条 境内において設立される次に掲げる機構は、この法律所定の特定非金融機構の反マネーロンダリング義務を履行する。

(一) 建物販売又は建物売買仲立サービスを提供する不動産開発企業又は不動産仲介機構

(二) 委託を受けて顧客のため、不動産の売買、資金、証券その他の資産の管理代行、銀行口座又は証券口座の管理代行、企業の設立又は運営のための資金の調達及び経営性実体の売買代理にかかる業務を取り扱う会計士事務所、弁護士事務所又は公証機構

(三) 所定金額以上の貴金属又は宝石の現物取引に従事する取引業者

(四) 国務院の反マネーロンダリング行政主管部門が国務院の関係部門と共同してマネーロンダリングリスク状況に基づき確定した、反マネーロンダリング義務を履行することが必要なその他の機構

もっとも同法第15条第1項は次のとおり規定するから、今後、整備が図られる見込みである。

第15条 国務院の関係する特定非金融機構主管部門は、特定非金融機構の反マネーロンダリング管理規定を制定し、又は国務院の反マネーロンダリング行政主管部門が当該部門と共同してこれを制定する。

### ウ、マネロン抑止義務の履行方法（いわゆるスリーラインディフェンス）

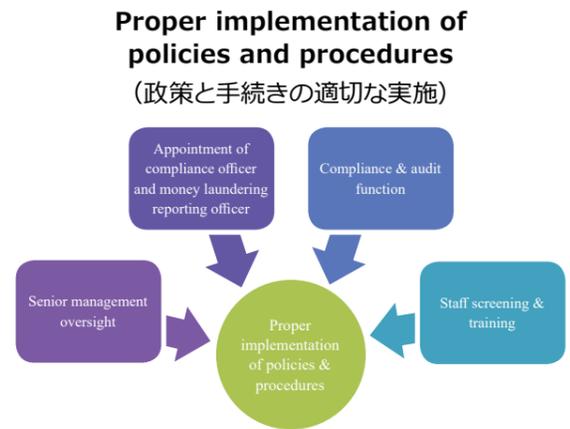
金融庁ガイドラインp.24には次の記載がある。

金融機関等においては、その業務の内容や規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築する必要がある。営業・管理・監査の各部門等が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要である。こうした各部門等の役割・責任の明確化の観点からは、一つの方法として、各部門の担う役割等を、営業部門、コンプライアンス部門等の管理部門及び内部監査部門の機能として「三つの防衛線（three lines of defense）」の概念の下で整理することが考えられる。以下では、金融機関等に求められるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の機能を、三つの防衛線の概念の下で整理した上で「対応が求められる事項」を記載しているが、各金融機関等において、業務の特性等を踏まえ、項目によっては異なる整理の下で管理態勢等（外部へのアウトソーシングを含む。）を構築することも考えられる。その場合であっても、それぞれの管理態勢の下で、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保することが求められる。

「三つの防衛線（three lines of defense）」概念は「40の勧告」などFATFの規範に直接の根拠を持たないものであるが、マネロン研修を受けた「営業部門」がマネロンチェックの第一線となり、「コンプライアンス部門等の管理部門（a compliance officer。以下「CO）」が第二線となり、「内部監査部門」（an anti-money laundering reporting officer。以下「MLRO）」が第三線となってトリプルチェックを行うべきとする金融庁ガイドラインの提唱は合理的かつ説得力の高いものである。

これと同様の発想は表現こそ異なるものの香港

にも認められる。香港は政府機関毎にガイドラインを作成しており、その数は10を超える。そのうち例えば貸金業者を名宛人とする法務局に相当する会社登記処（the Companies Registry）が公表している“Guideline on Compliance of Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Requirements for Licensed Money Lenders”p.7では次のような図により「三つの防衛線（three lines of defense）」に相当する概念（又はそれを拡張した概念）を読者に伝えようとしている。



日本、香港ではガイドラインは第一次的有権解釈権を有する行政が政府機関内部の統一的解釈のために作成した通達という法的性質を超えて法律（hard law／ハードロー）を補うソフトロー（soft law／ソフトロー）としての法的性質を有する重要な法律文書（又は準法律文書（quasi-legal instruments））としての意義を有している。例えば日本では犯罪収益移転防止法第4条第1項の本人確認義務について、KYC-Know Your Client-でなく、リスクレベルに応じてCDD-Customer Due Diligence（顧客デューディリジェンス）-又はEDD-Enhanced Due Diligence（強化されたデューディリジェンス。例えば中国人投資家から国家公安部の発行する無犯罪証明書を取得するなど）まで行う必要があるとする「40の勧告」のリスクベースアプローチ（risk-based approach）について犯罪収益移転防止法等の法律に規定がなく、金融庁ガイドライン等により規定され、「40の勧告」と法律とのギャップを埋める作用をしている。

なお、香港において第二線のCO、第三線のMLROの主要な責任は以下のとおりとされている（前述ガイドラインp.8）

原文	仮訳
<b>Major responsibilities of the CO</b>	<b>COの主要な責任</b>
▶ Act as the focal point within the business or organisation of a licensee for the oversight of all activities relating to the prevention and detection of ML/TF.	▶ ライセンシーの事業または組織内において、マネロン/テロリスト資金供与の防止および検知に関連する全活動を監視するための中心的な役割を果たす。
▶ Provide support and guidance to the senior management to ensure that ML/TF risks are adequately managed.	▶ マネロン/テロリスト資金供与リスクが適切に管理されるよう、上級管理職を支援し指導する。
▶ Develop and/or continuously review the licensee's AML/CTF systems to ensure they remain up-to-date and meet current statutory and regulatory requirements.	▶ ライセンシーの反マネロン/テロリスト資金供与對抗システムが最新であり続け、現行の法令及び規制要件に適合していることを確認するため、反マネロン/テロリスト資金供与對抗システムの開発および/または継続的な見直しを行う。
▶ Oversee all aspects of the licensee's AML/CTF systems which include monitoring effectiveness and enhancing the controls and procedures where necessary.	▶ ライセンシーの反マネロン/テロリスト資金供与對抗システムの全側面を監督し、その有効性を監視し、必要な場合には統制と手続きを強化する。
<b>Major responsibilities of the MLRO</b>	<b>MLROの主要な責任</b>
▶ Review all internal reports of suspicious transactions and exception reports and, in the light of all available information, determine whether or not it is necessary to file a suspicious transaction report ("STR") with the Joint Financial Intelligence Unit ("JFIU").	▶ 疑わしい取引に関する全ての内部報告書および例外報告書を審査し、入手可能な全ての情報に照らして、合同金融情報ユニット（「JFIU」）に疑わしい取引報告書（「STR」）を提出する必要があるか否かを判断する。
▶ Maintain all records relating to such internal reviews.	▶ そのような内部審査に関するすべての記録を保持する。
▶ Provide guidance to staff on how to avoid "tipping-off" if any STR is filed.	▶ STRが提出された場合、「ティッピング・オフ（内報）」を回避する方法をスタッフに指導する。
▶ Act as the main point of contact with the JFIU, law enforcement agencies, and any other competent authorities in relation to ML/TF prevention and detection, investigation or compliance.	▶ マネロン/テロリスト資金供与の防止・発見、調査、コンプライアンスに関して、JFIU、法執行機関、その他の管轄当局との主要な窓口として活動する。

日本及び香港と比較して、2007年に制定した「反マネーロンダリング法」を実に17年振りに改正した

中国ではガイドラインが制定されるまでの状況に至っていない。当該制定の努力は今後「行政規範性文書」<sup>[35]</sup>の法形式で図られると推測されるが、日本及び香港の水準に達するまでにはなお一定の期間を要すると見込まれる。これはすなわち現状では日系金融機関は「反マネーロンダリング法」を遵守する義務に直ちに注意する必要がある一方で、非金融機関である特定事業者又はDNFBPの日系企業においてマネロン対策実施義務の履行を徹底して行う必要は直ちにない（ガイドライン制定まで待つほか）ことを意味している。

### 工、実質的支配者

法人にせよ個人にせよマネロンの趣旨を貫徹しようとするれば、日本法でいえば形式的支配者と実質的支配者の法的地位が乖離しており、香港法でいえばnominationによりa nominee（形式的支配者に相当。狭義のcommon law上の法的地位を有するa legal ownerである）と実質的支配者（the rules of equity上の法的地位を有するa beneficial ownerである）が乖離している場合、形式的支配者の背後にいる実質的支配者が誰かを突き詰めなければならない。実質的支配者が反社会的勢力であっても、それを調査する義務がないというならばマネロン規制の趣旨は瓦解するからである。

この点、香港法（AMLO別表2（Schedule.2））は実質的支配者に相当するa beneficial ownerの概念について次のとおり隙のない定義を置く。これは比較的古くから会社法等の規制において取締役（director）として登記、登録なされていないが、実際に取締役（会）を支配する権能を奮う者を影の取締役（a shadow director）として規制対象とする法文化が影響しているかもしれない。

一方、中国法は2024年に「実質的支配者情報管理弁法」<sup>[36]</sup>を公布、施行している。同弁法第2条第2項は「個人工商業者は、実質的支配者の情報を備案する必要がない。」とする一方で（香港法は個人工商業者に相当するthe sole proprietorであっても、パラグラフ(d)により実質的支配者該当性が認められ、かつ、規制対象となり得る）、同条第1項柱

原文	仮訳
<p><b>beneficial owner</b> (實益擁有人)―            (a) in relation to a corporation―            (i) means an individual who―            (A) owns or controls, directly or indirectly, including through a trust or bearer share holding, more than 25% of the issued share capital of the corporation;            (B) is, directly or indirectly, entitled to exercise or control the exercise of more than 25% of the voting rights at general meetings of the corporation; or            (C) <u>exercises ultimate control over the management of the corporation</u>; or            (ii) if the corporation is acting on behalf of another person, means the other person;</p> <p>(b) in relation to a partnership―            (i) means an individual who―            (A) is entitled to or controls, directly or indirectly, more than a 25% share of the capital or profits of the partnership;            (B) is, directly or indirectly, entitled to exercise or control the exercise of more than 25% of the voting rights in the partnership; or            (C) <u>exercises ultimate control over the management of the partnership</u>; or            (ii) if the partnership is acting on behalf of another person, means the other person;</p> <p>(c) in relation to a trust, means―            (i) a beneficiary or a class of beneficiaries of the trust entitled to a vested interest in the trust property, whether the interest is in possession or in remainder or reversion and whether it is defeasible or not;            (ii) the settlor of the trust;            (iia) the trustee of the trust;            (iii) a protector or enforcer of the trust; or            (iv) <u>an individual who has ultimate control over the trust</u>; and            (d) <u>in relation to a person not falling within paragraph (a), (b) or (c)―</u>            (i) <u>means an individual who ultimately owns or controls the person</u>; or            (ii) <u>if the person is acting on behalf of another person, means the other person</u>;</p>	<p>beneficial owner (実質的所有者) とは―            (a) 会社との関係では―            (i) 次の個人を意味する―            (A) 直接的又は間接的に所有もしくは支配する個人であり、これには会社の発行済み株式資本の25%を超えるものを信託もしくは持参式株式を通じた保有を含み、            (B) 会社の株主総会において議決権の25%を超えて実行し、もしくはその実行を支配する権利を直接的もしくは間接的に有する個人、又は            (C) 会社の経営に対する究極的な支配を行使する個人。又は            (ii) 会社が他の者を代表して行為する場合、当該他の者を意味する。</p> <p>(b) パートナーシップとの関係では―            (i) 次の個人を意味する―            (A) パートナーシップの資本もしくは利益の25%を超える持分について直接的もしくは間接的に権利を有するか、もしくは支配する個人、            (B) パートナーシップの議決権の25%を超えて実行し、もしくはその実行を直接的もしくは間接的に支配する権利を有する個人、又は            (C) パートナーシップの経営に対する究極的な支配を行使する個人。又は            (ii) パートナーシップが他の者を代表して行為する場合、当該他の者を意味する。</p> <p>(c) 信託との関係では、次を意味する―            (i) 信託財産に委託された利益に権利を有する信託の単独の受益者もしくは複数の受益者であり、当該利益が現有か残余権か復帰権か、そして消滅条件付きか否かを問わず、            (ii) 信託の委託者、            (iia) 信託の受託者、            (iii) 信託の保護者もしくは実行者、又は            (iv) 信託に対して究極的な支配を有する個人。及び、            (d) <u>パラグラフ(a)、(b)もしくは(c)に該当しない者に関して―</u>            (i) 究極的に当該者を所有し、もしくは支配する個人を意味するか、又は            (ii) 当該者が他の者を代表して行為するならば、当該他の者を意味する。</p>

書で「次に掲げる主体（「備案主体」と総称する。）は、この弁法の規定に基づき、関連する登記登録システムを通じて実質的支配者の情報を備案しなければならない。」として、その対象を第1号乃至第4号で①会社、②組合企業、③外国会社の分支機構、④中国人民銀行及び国家市場監督管理総局が定めるその他の主体の4つとしている。そのうえで、同弁法第3条は次のとおり規定する。

第3条 登録資本（出資額）が1000万人民元（又は等価値の外貨）を超えず、かつ、株主及び組合員の全部が自然人である備案主体については、株主及び組合員以外の自然人による当該備案主体に対する実際の支配又は当該備案主体からの収益取得が存在せず、また、出資持分及び組合持分以外の方式を通じて当該備案主体に対し支配が実施され、又は当該備案主体から収益が取得される事由も存在しない場合には、承諾した後、に実質的支配者の情報の備案を免除する。

すなわち、下線部に該当しない限り、「登録資本

（出資額）が1000万人民元（又は等価値の外貨）を超えず、かつ、株主及び組合員の全部が自然人である備案主体」について、実質的支配者の備案を免除しない旨規定しており、規定の wording が香港法のように明確かつ網羅的ではないけれども、それと同様の規制を果たそうとしていると理解できる。

しかるに、日本法は、法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等を実質的支配者とし（実質的支配者リスト制度に関する解説として<sup>[37]</sup> 参照）、かかる実質的支配者について取引時に確認すべきと定めているに過ぎない（犯罪収益移転防止法第4条第1項第4号、同法施行規則第11条第2項）。換言すると、上記議決権を有する実質的支配者である自然人

のさらに背後にいる本当の実質的支配者（反社会的勢力かもしれない）が存在するとしても特に確認義務がないとするわけである。「通常フォローアップ国」として常に日本（「重点フォローアップ国」）より優れた結果を残してきた香港法より劣後するのはまだしも中国法よりも劣る規制を残すのはなぜなのか、筆者には全くもって理解できない。日本はマネロン規制の重要性を軽視していると非難されても仕方のない状態のように思える。<sup>[38]</sup>

### オ、各国のFATFの相互審査結果と現状

香港は「通常フォローアップ国」であり、しかも実務でも常に先進的改革を実施し続けている。例えば以前、中国人投資家は深センから香港に多額の人民元を現金で持ち込み（それは中国法上、輸出型密輸行為であり、刑法犯であるし<sup>[39]</sup>、そもそも当該現金は汚職等の犯罪収益であったかもしれない）、当該現金で香港の不動産を買い漁っていた。しかし、現在、香港では不動産の取得原資である現金が適法であることのエビデンスなしには不動産を購入することが困難になっている。宅建業者に相当する estate agent に対する香港政府の教育成果であろう（誤解を避けるために説明すれば、「40の勧告」の補助規範である“Risk-based Approach Guidance for the Real Estate Sector”によれば現金取引そのものが違法であるわけではなく、現金取引はマネロンリスクが最も高い取引類型であるから、KYCでは足りず、CDD又はEDDを通じて当該リスクがないことを確認したうえで実施するように推奨されている）。これはCDD又はEDDなしで中国人投資家に対する現金取引による不動産売買が横行する日本の実務との大きな相違である。ありとあらゆる産業分野で厳格さを増す本気の香港政府のマネロン対応には香港ソリシター（弁護士）として安心感のあるものである。

一方、日本はずっと「重点フォローアップ国」である。第3次FATF対日相互審査を経て金融庁のマネロン監督管理体制が整ったものの、第4次FATF対日相互審査で辛辣な批判を浴びた銀行を中心とする金融機関の真摯な継続的努力でマネロン対応体制が整ったことにより金融分野に限れば日本は「通

常フォローアップ国」になってもおかしくはない。しかし、筆者がクロスボーダー不動産管理信託を主要とする信託会社（キャストグローバル信託株式会社）の代表取締役社長として日々最善を尽くして中国人投資家のマネロン調査<sup>[40]</sup>に心を砕いている現場で目にする景色を前提とすると、不動産を購入する中国人投資家に対する不動産会社のマネロン審査は改善の余地があるように思えるほか、私たち弁護士、税理士等の士業でもマネロンに関する基礎知識は必ずしも十分でないことに気付かされる。FATF第5次対日相互審査においてFATFが日本の非金融機関の特定事業者の特にクロスボーダー取引における状況に調査が入った場合、厳しい結果になる。本気で日本が「通常フォローアップ国」を目指すならば、非金融機関の特定事業者のマネロン知識と対策の向上を徹底的に図る施策が必要不可欠である。

では、中国はどうか。

FATFが2019年に実施した第4次対中相互審査では法令等の整備に係る「40の勧告」に関しては18項目が未達成、法令の運用面に係る「11の有効性基準」に関しては8項目が未達成と評価され、そのため中国は毎年法令等の整備状況について改善状況を報告する必要がある「重点フォローアップ国」に位置付けられている。もっとも、その後に行われたフォローアップにおいて相当の改善がなされたものと評価され、改正「反マネーロンダリング法」公布前である2022年のフォローアップが終了した時点において「40の勧告」に関する未達成項目は9項目となっている(有効性基準については未達成項目8項目で変化なし)。

まだ残っている未達成項目のうち、DBFBPに関する項目、法人又は法的取極の実質的支配者に関する項目が主たるものであるが、改正「反マネーロンダリング法」においてはDNFBPについては前述の第64条が、実質的支配者については第19条のほか、2024年の「実質的支配者情報管理弁法」が一定の手当を行っているため、これらに係る5項目については第5次対中相互審査で評価が改善する可能性がある。また、制裁措置に関する項目も未

達成とされているところ、これについても改正「反マネーロンダリング法」及び刑法改正により前提犯罪の拡大等の手当がされている（前号の「投資関連制度情報」で紹介した改正「反マネーロンダリング法」の解説参照）。

もちろん、中国法はマネロン規制においてなお日本法の水準に達するまで一定の時間がかかることは確実であるが、翻って日本もマネロン規制の強化を講じていく必要がある。

以上

- [1] <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/maneron/manetop.htm>。
- [2] 1988年12月採択、1990年11月に発効。2025年3月時点での締約国は192か国。日本は1989年12月に署名、1992年6月に批准書を寄託し、同年9月に発効。（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mayaku/>）。
- [3] 2007年12月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第31回会議により採択、同日主席令第79号により公布、2008年6月1日施行。
- [4] 1989年7月14日、1994年第35号として官報（Gazette）公示、1989年9月1日施行。
- [5] 最新版である2012年「40の勧告」について、<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfrecommendations/Fatf-recommendations.html>
- [6] <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html>
- [7] <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/world.html>
- [8] 欧州委員会（EU）、湾岸協力理事会（ECC）
- [9] [https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/4.international.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/4.international.html)
- [10] <https://www.moj.go.jp/content/001406603.pdf>
- [11] [https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/oecd/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/oecd/index.html)
- [12] 第31条 国は、必要のある場合は、特別行政区を設置することができる。特別行政区において実施する制度は、具体的状況に照らして、全国人民代表大会が法律でこれを定める。
- [13] <https://www.fatf-gafi.org/en/countries/detail/Hong-Kong-China.html>  
[https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/banking/anti-money-laundering-and-counter-financing-of-terrorism/fatf-related-statments-update/#:~:text=Hong%20Kong%20has%20been%20a,CFT\)%20and%20counter%20proliferation%20financing.](https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/banking/anti-money-laundering-and-counter-financing-of-terrorism/fatf-related-statments-update/#:~:text=Hong%20Kong%20has%20been%20a,CFT)%20and%20counter%20proliferation%20financing.)
- [14] <https://www.fatf-gafi.org/en/countries/detail/China.html#:~:text=Member%20since%202007,strengthen%20its%20AML/CFT%20framework.>
- [15] <https://www.fatf-gafi.org/en/countries/detail/Japan.html>
- [16] <https://www.fatf-gafi.org/en/countries/detail/China.html#:~:text=Member%20since%202007,strengthen%20its%20AML/CFT%20framework.>
- [17] <https://www.moj.go.jp/content/001406603.pdf>
- [18] 2021年12月24日第13期全国人民代表大会常務委員会第32回会議により採択、同日主席令第101号により公布、2022年5月1日施行。
- [19] 1994年10月21日、1994年第82号として官報（Gazette）公示、1994年12月2日施行。
- [20] 2015年12月27日第12期全国人民代表大会常務委員会第18回会議により採択、同日主席令第36号により公布、2016年1月1日施行、2018年4月27日第13期全国人民代表大会常務委員会第2回会議により改正採択、同日主席令第6号により公布、同日施行。
- [21] 2002年7月19日、2002年第27号として官報（Gazette）公示、2002年8月23日施行。
- [22] ここまでに登場する3つの香港法違反に対する刑事罰（DTRPO、OSCO及びUNATMOは3つの香港法の頭字語である）について、<https://www.hklawsoc.org.hk/en/Support-Members/Professional-Support/AML/AML-Frequently-Asked-Questions/What-are-the-penalties-for-facilitating-Money-Laundering-or-Terrorist-Financing>参照。
- [23] 2006年10月31日第10期全国人民代表大会常務委員会第24回会議により採択、同日主席令第56号により公布、2007年1月1日施行、2024年11月8日第14期全国人民代表大会常務委員会第12回会議により採択、同日主席令第38号により公布、2025年1月1日施行。

- [24] 2011年7月8日、2011年第15号として官報（Gazette）公示、2012年4月1日施行。
- [25] [https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/4.international.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/4.international.html)
- [26] [https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/4.international.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/4.international.html)
- [27] KPMG「FATF勧告25（法的取極）に関する調査」最終報告書について、[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/20240326.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20240326.pdf)
- [28] JBIC中国レポート（2022年第4号）のコラム「日中租税条約と日本・香港租税条約のBEPS防止措置実施条約による実質的改正について」参照（[https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2022\\_04.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2022_04.pdf)）。
- [29] 金融庁「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2021年11月22日）（[https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122\\_amlcft\\_guidelines.pdf](https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf)）
- [30] 特定事業者のうち犯罪収益移転防止法第2条第2項第42号の宅建業者の場合、国土交通省「宅地建物取引業におけるマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2022年10月31日）（[https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001519989.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi-fudousan_kensetsugyo/const/content/001519989.pdf)）。
- [31] [https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/amlcftcpf/4.international.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/4.international.html)
- [32] 犯罪収益移転防止法第1条（目的）は「この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるときに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定し、下線部がマネロンに該当すると思われるが、国民にマネロンとは何かをストレートに定義する効果までは有しない。
- [33] Trust and Company Service Providerの略称である。
- [34] Business Process Management Systemの略称である。
- [35] 「行政規範性文書は国务院の行政法規、決定、命令及び（国务院傘下の政府機関が発布する）部門規則並びに地方政府規則以外で、行政機関により、又は法律、法規が授権する管理公共事務職能を具備する組織が法定権限、手続きにより制定かつ公開発布する公民、法人及びその他の組織の権利義務にかかわり、普遍的拘束力を有する、一定期間内に反復適用する公文書をいう」とされる（国务院弁公庁の行政規範性文書の制定及び監督管理業務を強化することに関する通知。2018年5月16日に国弁発〔2018〕37号により発布、施行）。
- [36] 2024年4月29日中国人民銀行/国家市場監督管理総局令〔2024〕第3号により発布、同年11月1日施行。
- [37] [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00116.html#:~:text=%E2%80%BB%20%E5%AE%9F%E8%B3%AA%E7%9A%84%E6%94%AF%E9%85%8D%E8%80%85,%E5%B9%B4%E6%B3%95%E5%BE%8B%E7%AC%AC%EF%BC%92%EF%BC%92%E5%8F%B7%E3%80%82](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html#:~:text=%E2%80%BB%20%E5%AE%9F%E8%B3%AA%E7%9A%84%E6%94%AF%E9%85%8D%E8%80%85,%E5%B9%B4%E6%B3%95%E5%BE%8B%E7%AC%AC%EF%BC%92%EF%BC%92%E5%8F%B7%E3%80%82)
- [38] 日本の会社法に関して、株主との対話の実効性を高めるという趣旨から、上述した「実質的支配者」のさらに背後にいる実質株主（実質的支配者）についても会社が質問して回答を求めることができる（回答を拒否した場合には議決権停止等の措置をとることができる）という実質株主制度の導入について検討がされているが、まだ法制審議会にて議論が行われようとしている状況であり、かかる改正がされるか否かは現状では明らかではない。もっとも会社法改正でこの点を実現しても、犯罪収益移転防止法の議論が放置されてはマネロン規制との関係では意味がない。
- [39] JBIC中国レポート2024年第2号コラム「中国資本による対外直接投資に関する法律法規の基礎知識」「三、中国公民による対外直接投資のための現金の境外持出し行為を違法とする根拠となる法律法規」参照。
- [40] KYCでなく、常にCDD又はEDDを心掛ける。中国人投資家の香港経由での対日不動産投資そのものがリスクベースアプローチ（risk-based approach）による場合、CDD又はEDDを原則とせざるを得ないと考えられるからである。

## 投資関連制度情報

# 「個人情報保護法令適合 監査管理弁法」について

現在、個人情報とは企業や組織、さらには個人によっても広く収集・利用されており、個人情報の保護と利用の対立が日を追うごとに顕著になっている。このような状況を踏まえ、中国では、「中華人民共和国個人情報保護法」および「ネットワークデータ安全管理条例」において、個人情報処理者が個人情報保護の主体として果たすべき責任を明確にし、さらに、個人情報処理活動におけるリスクの管理と監督を強化するため、個人情報処理者による法令適合監査の実施について規定している。これを受けて、法律法規に基づく要請を効果的に具体化するため、国家インターネット情報弁公室が制定・公布した「個人情報保護法令適合監査管理弁法」では、法令適合監査の実施方法、監査機構の選定、監査の頻度、個人情報処理者および法令適合監査における専門業務機構の義務などについて、詳細な規定が設けられている。その目的は、個人情報処理者が法令適合監査を実施するにあたり、体系的で重点が明確かつ実行可能な規範を提供することで、個人情報処理活動の適法性と法令適合性を高め、個人情報の権益を確実に保護することにある。<sup>[1]</sup>

そして、2025年2月14日には、国家インターネット情報弁公室が「個人情報保護法令適合監査管理弁法」（「弁法」）を正式に公布し、同年5月1日からの施行が予定されている。あわせて、同弁法には附属書として「個人情報保護法令適合監査指針」（「監査指針」）が含まれており、これは、個人情報保護に関する法律および行政法規の重要なポイントを整理し、法令適合監査の観点から細分化して示したものとなっている。

## 1. 個人情報保護法令適合 監査の法律法規の根拠

個人情報保護法令適合監査の直接的な法律法規上の根拠は、「個人情報保護法」第54条および第64条、ならびに「ネットワークデータ安全管理条例」第27条の規定にある。これらの規定では、個人情報保護法令適合監査が行われる二つの事由が明確にされている。第一に、個人情報処理者が自ら法令適合監査を実施する場合である。第二に、個人情報保護に関する職責を担う部門の要請に基づき、専門業務機構に委託して法令適合監査を実施させる場合である。

### 「個人情報保護法令適合監査管理弁法」

**第1条** 個人情報保護法令適合監査活動を規範化し、かつ、個人情報にかかる権益を保護するため、「個人情報保護法」、「ネットワークデータ安全管理条例」等の法律及び行政法規に基づき、この弁法を制定する。

### 「個人情報保護法」

**第54条** 個人情報処理者は、自らの個人情報の処理が法律及び行政法規を遵守する状況について定期的に法令適合監査をしなければならない。

**第64条** 個人情報保護職責を履行する部門は、職責の履行中において、個人情報処理活動に比較的大きなリスクが存在することを発見し、又は個人情報安全事件が発生した場合には、所定の権限及び手続に従い当該個人情報処理者の法定代表者又は主たる責任者に対し行政指導をし、又は個人情報処理者に対し専門業務機構に委託してその個人情報処理活動について法令適合監査を実施するよう要求することができる。個人情報処理者は、要求に従い措置を講じ、整頓は正をし、潜在的危険を除去しなければならない。個人情報保護職責を履行する部門は、職責の履行において、違法な個人情報処理が犯罪の嫌疑にかかわることを発見した場合には、遅滞なく公安機関に送致して法により処理させなければならない。

### 「ネットワークデータ安全管理条例」

**第27条** ネットワークデータ処理者は、定期的に自ら、又は専門業務機構に委託して、その個人情報の処理が法律及び行政法規を遵守する状況について法令適合監査をしなければならない。

## 2. 個人情報保護法令適合 監査の状況および頻度

「弁法」第3条から第5条の規定によれば、個人情報保護法令適合監査は、大きく二つの状況に分けられる。一つは、個人情報処理者が自ら実施する法令適合監査であり、もう一つは、国のインターネット情報部門および個人情報保護の職責を担うその他の部門（以下「保護部門」）が、その職権に基づき実施を求める法令適合監査である。

### 1) 自ら実施する法令適合監査

自ら実施する法令適合監査とは、個人情報処理者が、自身の行う個人情報の処理が法律及び行政法規を遵守しているかについて、定期的に実施すべき法令適合監査である（第3条）。

その実施頻度は、処理する個人情報の規模に応じて異なる。1000万人以上の個人情報を処理する個人情報処理者は、2年ごとに少なくとも1回、個人情報保護法令適合監査を実施しなければならない（第4条）

さらに、未成年者の個人情報を処理する個人情報処理者については、「未成年者ネットワーク保護条例」第37条に基づき、毎年法令適合監査を行うとともに、その監査状況を遅滞なくインターネット情報部門等に報告しなければならない。

### 「個人情報保護法令適合監査管理弁法」

**第3条** 個人情報処理者が個人情報保護法令適合監査を自ら展開する場合には、個人情報処理者の内部機構により、又は専門業務機構に委託して定期的に当該個人情報処理者が個人情報の処理にあたり法律及び行政法規を遵守する状況について法令適合監査をしなければならない。

**第4条** 1000万人を超える個人情報を処理する個人情報処理者は、2年ごとに少なくとも1回、個人情報保護法令適合監査を展開しなければならない。

### 「未成年者ネットワーク保護条例」

**第37条** 個人情報処理者は、自ら又は専門業務機構に委託して、毎年、自身が未成年者の個人情報を処理するにあたり法律及び行政法規を遵守する状況について法令適合監査をし、かつ、監査状況を遅滞なくインターネット情報等の部門に報告しなければならない。

## 2) 保護部門の職権の要請に基づき実施される法令適合監査

保護部門の職権に基づき実施が求められる法令適合監査とは、保護部門がその権限により、個人情報処理者に対して専門業務機構への委託を通じて、当該個人情報処理活動に関する法令適合監査を実施させるものである。「弁法」第5条には、保護部門がこのような監査の実施を求めることができる三つの状況が規定されている。すなわち、①個人情報処理活動に個人の権益に重大な影響を及ぼし、又は安全措置を重大に欠く等の比較的大きなリスクが存在することを発見したとき、②個人情報処理活動が多くの個人の権益を侵害するおそれがあるとき、③個人情報安全事件が発生し、100万人以上の個人情報又は10万人以上の機微な個人情報の漏洩、改ざん、紛失又は毀損がもたらされたとき、である。

**第5条** 個人情報処理者に次の事由の1つがある場合には、国のインターネット情報部門及び個人情報保護職責を履行するその他の部門（以下「保護部門」と総称する。）は、個人情報処理者に対し専門業務機構に委託して個人情報処理活動について法令適合監査をするよう要求することができる。

（一）個人情報処理活動に個人の権益に重大な影響を及ぼし、又は安全措置を重大に欠く等の比較的大きなリスクが存在することを発見したとき。

（二）個人情報処理活動が多くの個人の権益を侵害するおそれがあるとき。

（三）個人情報安全事件が発生し、100万人以上の個人情報又は10万人以上の機微な個人情報の漏洩、改ざん、紛失又は毀損がもたらされたとき。

同一の個人情報安全事件又はリスクについては、個人情報処理者に対し専門業務機構に委託して個人情報保護法令適合監査を展開するよう重複して要求してはならない。

## 3. 個人情報保護法令適合 監査を実施する業務機構

「弁法」第3条から第5条の規定によれば、状況に応じて個人情報保護法令適合監査を実施する業務機構にも違いがある。自ら実施する法令適合監査については、個人情報処理者自身の内部機構によって実施することも、外部の専門業務機構に委託して実施することも認められている。一方で、保護部門の職権に基づいて実施が要請される法令適合監査については、個人情報処理者は専門業務機

構に委託して監査を実施させなければならない。

## 4. 個人情報保護法令適合 監査の専門業務機構に対する 要求

### 1) 専門業務機構に対する要求

専門業務機構は、個人情報保護法令適合監査を実施するための能力を備えていなければならない、提供するサービスの内容に応じて、適切な監査要員、施設、場所、資金などを有していることが求められる。また、関連する専門業務機構が認証に合格することが奨励されている（第7条）。

**第7条** 専門業務機構は、個人情報保護法令適合監査を展開する能力を具備し、サービスに適応した監査人員、場所、施設及び資金等を有しなければならない。関連する専門業務機構が認証に合格することを奨励する。専門業務機構の認証は、「認証認可条例」の関係規定に従って執行する。

### 2) 専門業務機構に対する規則

専門業務機構は、個人情報保護法令適合監査の職責を遂行する過程で取得した個人情報、営業秘密、秘密保持にかかるビジネス情報などについて、法に基づき秘密を保持しなければならない（第13条）。また、専門業務機構が監査業務を第三者に再委託することは禁止されており（第14条）、同一の監査対象に対しては、3回を超えて連続して法令適合監査を実施することも認められていない（第15条）。

**第13条** 専門業務機構は、個人情報保護法令適合監査活動に従事する際は、法律法規を遵守し、誠実かつ正直であり、公正かつ客観的に法令適合監査における専門家としての判断をしなければならない。個人情報保護法令適合監査の職責の履行において取得した個人情報、営業秘密、秘密保持にかかるビジネス情報等については、法により秘密保持をしなければならない、漏洩し、又は他人に対し提供してはならず、法令適合監査業務の終了後に関連情報を遅滞なく削除しなければならない。

**第14条** 専門業務機構は、他の機構に再委託して個人情報保護法令適合監査を展開させてはならない。

**第15条** 同一の専門業務機構及びその関連機構並びに同一の法令適合監査責任者は、同一の監査対象に対し3回以上連続して個人情報保護法令適合監査を展開してはならない。

## 5. 個人情報処理者の義務

「弁法」では、個人情報保護法令適合監査を実施する個人情報処理者が履行すべき義務について明確に定めている。個人情報処理者は、保護部門の要請により個人情報保護法令適合監査を実施するよう要請された場合、専門業務機構による監査業務が円滑に行われるよう必要な支援を提供するとともに、監査にかかる費用を負担しなければならない（第8条）。また、保護部門の要請に従って専門業務機構を選定し、限られた期間内に監査を完了する必要がある（第9条）。さらに、監査が完了した後は、専門業務機構が作成した個人情報保護法令適合監査の報告書を保護部門に提出しなければならない（第10条）。あわせて、保護部門の要請に応じて、監査において指摘された問題については是正措置を講じることが求められる（第11条）。

また、「弁法」では、さらに二つの特定タイプの個人情報処理者に対して、特別な義務を定めている。一つ目は、100万人以上の個人情報を処理する個人情報処理者に対し、個人情報保護責任者を選任し、その者が個人情報保護法令適合監査業務に責任を負うことを求めている。二つ目は、重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、ユーザー数が膨大で業務の種類が複雑な個人情報処理者に対し、主に外部の構成員からなる独立機構を設置し、監査の実施状況について監督することを義務づけている（第12条）。

**第8条** 個人情報処理者は、保護部門の要求に従い個人情報保護法令適合監査を展開する場合には、専門業務機構が個人情報保護法令適合監査業務を正常に展開するため必要な支持を提供し、かつ、監査費用を負担しなければならない。

**第9条** 個人情報処理者は、保護部門の要求に従い個人情報保護法令適合監査を展開する場合には、保護部門の要求に従い専門業務機構を選定し、限定された期間内に個人情報保護法令適合監査を完了しなければならない。状況が複雑である場合には、保護部門に報告して認可を受けた後に、適当に延長することができる。

**第10条** 個人情報処理者は、保護部門の要求に従い個人情報保護法令適合監査を展開する場合には、法令適合監査を完了した後に、専門業務機構が発行した個人情報保護法令適合監査報告を保護部門に報告送付しなければならない。個人情報保護法令適合監査報告には、専門業務機構の主たる責任者及び法令適合監査の責任者が署名し、かつ、専門業務機構の公章を押捺しなければならない。

**第11条** 個人情報処理者は、保護部門の要求に従い個人情報保護法令適合監査を展開する場合には、保護部門の要求に従い法令適合監査において発見された問題について整頓是正をしなければならない。整頓是正の完了後15業務日内に、保護部門に対し整頓是正状況を報告する。

**第12条** 100万人以上の個人情報を処理する個人情報処理者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報処理者の個人情報保護法令適合監査業務に責任を負わせなければならない。

重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、ユーザー数が極めて多く、又は業務類型が複雑である個人情報処理者は、主として外部構成員により構成される独立機構を設立し個人情報保護法令適合監査の状況について監督をさせなければならない。

## 6. 個人情報保護法令適合監 査の重点審査事項

「監査指針」は、「弁法」の附属書として発布され、個人情報保護に関する法律および行政法規の重要なポイントを整理し、法令適合監査の観点から細分化して示したものである。個人情報処理者は、個人情報保護法令適合監査を自ら実施する場合、または保護部門の要請に基づき専門業務機構に委託して実施させる場合には、「個人情報保護法令適合監査指針」を参照しなければならないとされている（第6条）。

**第6条** 個人情報処理者が個人情報保護法令適合監査を自ら展開し、又は保護部門の要求に従い専門業務機構に委託して展開させる場合には、この弁法の附属書「個人情報保護法令適合監査指針」を参照しなければならない。

「監査指針」は全27条から構成されており、26種類の状況における具体的な監査要求が規範化されている。具体的には、個人情報処理活動の適法性の基礎や、個人情報処理規則に関する事項のほか、個人情報処理者の具体的な行為として、個人情報処理規則の告知義務の履行、他の処理者との共同処理、個人情報の委託処理・移転・提供、自動化された意思決定を利用した処理、同意に基づく個人情報の公開、機微な個人情報や14歳未満の未成年者の個人情報の処理、さらに境外提供などが含まれる。このように、監査指針は、個人情報処理の全過程を網羅しており、法令適合監査の実施にあたって、実務上の操作可能性を備えた指針として位置づけられる。今後は、監査指針の明文化により、個人情報処理者にとって法令適合性の自己点検が可能となり、監査制度の運用実務における一貫性と信頼性の確保に寄与するものといえる。

以上

【1】 「個人情報保護法令適合監査管理弁法」記者質問への回答  
[https://www.gov.cn/zhengce/202502/content\\_7003769.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202502/content_7003769.htm)

## 新公布法令情報・解説

# 主な新公布法令

### 主な新公布法令<sup>[1]</sup>

(2024年11月から2025年1月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。)

### 会社設立・M&A

**法令名:**「西部地区奨励類産業目録(2025年版)」

**公布部門:** 国家発展及び改革委員会

**文書番号:** 第28号令

**公布日:** 2024年11月27日

**施行日:** 2025年1月1日

**概要等:** この目録は合計で2つの部分を含み、1つめは国の既存産業目録中の奨励類産業であり、2つめは西部地区追加奨励類産業である。市場参入許可政策に適合するという前提において、この目録は、原則として西部地区において生産経営する企業に適用し、そのうち外商投資企業は、「外商投資を奨励する産業目録」に従い執行する。

### 税関管理

**法令名:** 2025年関税調整方案に関する国务院関税則委員会の通知

**公布部門:** 税委会

**文書番号:** 公告2024年第12号

**発布日:** 2024年12月26日

**施行日:** 2025年1月1日

**概要等:** 「関税法」及び関連規定に基づき、2025年1月1日から一部の商品の輸入関税税率及び品目について調整をする。具体的な内容については、附属書を参照する。

**法令名:** 租税徴収管理の明確化に関する問題に関する公告

**公布部門:** 税関総署

**文書番号:** 2024年第173号公告

**公布日:** 2024年11月29日

**施行日:** —

**概要等:** 「関税法」の実施を保障するため、税関総署は、「税関輸出入貨物徴税管理弁法」(署令第272号)を改正し、かつ、情報化システムを対応して調整する。

### 外貨管理

**法令名:** 中国人民銀行、商務部、金融監督管理総局、中国証監会及び国家外貨局が連合して印刷発布する「金融分野が条件を有する自由貿易試験区(港)において国際的高標準に接続し制度型開放を推進することを試行することに関する意見」

**公布部門:** 中国人民銀行・商務部・金融監督管理総局・中国証監会・国家外貨局

**文書番号:** [2024]第7号公告

**公布日:** 2025年1月16日

**施行日:** —

**概要等:** 「意見」においては、外資金融機構によ

る中資金融機構と同類の新金融サービスの展開を許可すること、120日以内に金融機構による関連サービスの展開の申請について決定をすること、法により一定の種類の外資金融サービスをクロスボーダーで購入することを支持すること、外国投資者の投資に関連する移転・被仕向送金・仕向送金に便宜を図ること、金融データのクロスボーダー流動の手配を完全化すること及び金融監督管理を全面的に強化すること等の6つの分野から20条の政策措置が提出された。

### 税務・会計

**法令名:** 積出港税還付政策の実施範囲の拡大に関する通知

**公布部門:** 財政部・税関総署・税務総局

**文書番号:** 財税[2024]31号

**発布日:** 2024年11月12日

**施行日:** 2024年12月1日

**概要等:** 「広東・香港・マカオ大湾区において増値税に関する政策を実行することに関する財政部、税関総署及び税務総局の通知」(財税[2020]48号)に掲げる積出港は、いずれも経由港とすることができる。積出港税還付政策を適用する貨物を引き受ける船舶は、経由港において貨物を積み込み、及び卸すことができる。経由港から積み込まれる貨物は、必ず輸出にかかる通関申告を終了した、上記の離境港を経由して離境するコンテナ貨物でなければならない。「陸路積出港の税還付試行政策に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知」(財政[2022]9号)及び「陸路積出港の税還付試行の増加に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知」(財政[2023]50号)は、同時にこれを廃止する。

**法令名:** 輸出税還付政策の調整に関する財政部及び国家税務総局の公告

**公布部門:** 財政部・税務総局

**文書番号:** 2024年第15号公告

**発布日:** 2024年11月15日

**施行日:** 2024年12月1日

**概要等:** この公告は、2024年12月1日から実施する。この公告に掲げる製品に適用する輸出税還付率は、輸出貨物通関申告書に明記された輸出日より確定する。

**法令名:** 全面的にデジタル化された電子発票の普及・応用に関する国家税務総局の公告

**公布部門:** 税務総局

**文書番号:** 2024年第11号公告

**発布日:** 2024年11月12日

**施行日:** 2024年12月1日

**概要等:** 2021年12月1日から広東省、上海市及び内モンゴル自治区が全面的にデジタル化された電子発票(以下「デジタル電子発票」という。)の推進を試行して以来、試行地区は既に段階的に全国に拡大している。国家税務総局は、全国において正式にデジタル電子発票を普及・応用させることを決定し、ここに、関係事項を次のように公告する。

**法令名:** 増値税法

**公布部門:** —

**文書番号:** 主席令第41号

**発布日:** 2024年12月25日

**施行日:** 2026年1月1日

**概要等:** 質の高い発展に資する増値税制度を健全化し、増値税の徴収及び納付を規範化し、かつ、納税者の適法な権益を保護するため、この法律を制定する。この法律は、2026年1月1日から施行する。「増値税暫定施行条例」は、同時にこれを廃止する。

**法令名:** 「中国租税居住者身分証明」に関する事項に関する国家税務総局の公告

**公布部門:** 国家税務総局

**文書番号:** 2025年第4号公告

**発布日:** 2025年1月26日

**施行日:** 2025年4月1日

**概要等:** 高水準の対外開放に更に適切に奉仕し、かつ、納税者の協定待遇の享受、クロスボーダー経営の展開等をより一層便利するため、「租税徴収管理法」及びその実施細則、「企業所得税法」及びその実施条例、「個人所得税法」及びその実施条例等の関係規定に基づき、ここに、「中国租税居住者身分証明」の関係事項について次のように公告する。

**法令名:** クロスボーダー電子商取引輸出海外倉庫の発展を支持することにかかる輸出税還付(免除)に関する事項に関する国家税務総局の公告

**公布部門:** 国家税務総局

[1] 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書(法令以外の文書)についても、便宜上、その発布日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している(「-」は未確認の意)。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日: 2009年7月1日、施行日: 2008年1月1日(遡及適用)。また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

**文書番号:** 2025年第3号公告

**発布日:** 2025年1月27日

**施行日:** ー

**概要等:** 納税者は、輸出海外倉庫方式（税関監督管理方式コード「9810」、以下同じ。）により輸出する貨物について、貨物につき通関申告して離境した後に、輸出税還付（免除） 手続をすることができる。納税者は、輸出税還付（免除） 手続をする際に、貨物が既に販売を実現している場合には、現行の規定に従い輸出税還付（免除） 手続をする。貨物がなお販売を実現していない場合には、「離境即税還付、販売後再計算」方式に従い輸出税還付（免除） 手続をする。すなわち、貨物につき通関申告して離境した後に、直ちに輸出税還付（免除） 手続事前申告をし、後に貨物の販売状況に基づき税額を計算することができる。

**法令名:** 海南自由貿易港の企業所得税優遇政策の実施を延長継続することに関する財政部及び税務総局の通知

**公布部門:** 財政部・税務総局

**文書番号:** 財税[2025]3号

**発布日:** 2025年1月24日

**施行日:** 2025年1月1日

**概要等:** 「海南自由貿易港の企業所得税優遇政策に関する財政部及び税務総局の通知」（財税[2020]31号）に定める租税優遇政策については、執行期間を2027年12月31日まで延長する。「『海南自由貿易港の旅行業、現代サービス業及び高度新規技術産業企業の所得税優遇目録』の印刷発布に関する財政部及び税務総局の通知」（財税[2021]14号）に定める「海南自由貿易港の旅行業、現代サービス業及び高度新規技術産業企業の所得税優遇目録」は、執行期間を2027年12月31日まで延長する。

**法令名:** 海南自由貿易港のハイエンド不足人材の個人所得税政策の実施を延長継続することに関する財政部及び税務総局の通知

**公布部門:** 財政部・税務総局

**文書番号:** 財税[2025]4号

**発布日:** 2025年1月24日

**施行日:** 2025年1月1日

**概要等:** 海南自由貿易港において業務するハイエ

ンド人材及び不足人材について、その個人所得税の実際税負担の15%を超える部分については、徴収を免除する。

## その他

**法令名:** 反マネーロンダリング法

**公布部門:** ー

**文書番号:** 主席令第38号

**発布日:** 2024年11月8日

**施行日:** 2025年1月1日

**概要等:** マネーロンダリング活動を予防し、マネーロンダリング及び関連する犯罪を抑止し、反マネーロンダリング業務を強化し、及び規範化し、かつ、金融秩序、社会公共利益及び国の安全を維持保護するため、憲法に基づき、この法律を制定する。この法律において「反マネーロンダリング」とは、麻薬犯罪、裏社会性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪その他の犯罪による所得並びにその収益の源泉及び性質を、各種方式を通じて偽装し、又は隠蔽するマネーロンダリング活動を予防するため、この法律の規定により関連措置を講ずる行為をいう。テロリズム資金供与活動の予防には、この法律を適用する。その他の法律に別段の定めがある場合には、当該定めを適用する。

**法令名:** エネルギー法

**公布部門:** ー

**文書番号:** 主席令第37号

**発布日:** 2024年11月8日

**施行日:** 2025年1月1日

**概要等:** 国は、再生可能エネルギー・グリーン電力証書等の制度の実施を通じてグリーンエネルギー消費促進メカニズムを確立し、エネルギーユーザーが再生可能エネルギー等のクリーン低炭素エネルギーを優先的に使用することを奨励する。

**法令名:** 外国投資家の上場会社に対する戦略投資にかかる管理弁法

**公布部門:** 商務部・中国証監会・国務院国資委・税務総局・市場監督管理総局及び国家外貨局

**文書番号:** 2024年第3号令

**公布日:** 2024年11月1日

**施行日:** 2024年12月2日

**概要等:** 外国投資家が、上場会社の新株割当発行、合意による譲渡、株式公開買付及び国の法律法規所定のその他の方式を通じて上場会社のA株株式を取得し、かつ、中長期において保有する行為について、この弁法を適用する。外国投資家が全国中小企業持分譲渡システムの公示会社に対し戦略投資を実施する場合には、この弁法を参照して取り扱う。

**法令名:** 対外貿易の安定的成長を促進することにかかる若干の政策措置を印刷発布することに関する商務部の通知

**公布部門:** 商務部

**文書番号:** 商貿発[2024]288号

**発布日:** 2024年11月19日

**施行日:** ー

**概要等:** 輸出信用保険の保険引受けの規模及びカバー面をより一層拡大する。企業による多元化市場の開拓を支持し、関連する保険会社が専門・精密・特徴・斬新の「小巨人」、「隠れたチャンピオン」等の企業に対する保険引受けサポートの程度を強化することを奨励し、輸出信用保険産業チェーンの保険引受けを拡大する。

**法令名:** 「重点工業製品カーボンフットプリント計算規則標準編成指針」の印刷発布に関する工業及び情報化部弁公庁の通知

**公布部門:** 工業及び情報化部弁公庁

**文書番号:** 工信庁節函[2024]411号

**発布日:** 2024年11月6日

**施行日:** ー

**概要等:** 重点工業製品カーボンフットプリント計算規則標準における製品種類の選択、機能単位又は声明単位の確定、システム境界の確定、データ収集及び品質、分配、リスト計算、結果の解釈、報告及び附録等については、国家標準「温室効果ガス製品カーボンフットプリント計算要求及び指針」(GB/T24067)との一致を保持し、国際的に認証され、及び具体的製品の種類に応用することの方法、標準及び指針と協調一致させ、製品のカーボンフットプリントの比較可能性を高めなければならない。

**法令名:** 「小売業イノベーションアップグレード工程実施方案」の印刷発布に関する商務部等7部門の弁公庁の通知

**公布部門:** 商務部弁公庁・国家発展及び改革委員会弁公庁・住宅及び都市農村建設部弁公庁・文化及び旅行部弁公庁・中国人民銀行弁公庁・市場監督管理総局弁公庁・証監会弁公庁

**文書番号:** ー

**公布日:** 2024年11月15日

**施行日:** ー

**概要等:** 実体小売とデジタル経済との深い融合を推進する。小売企業がサプライヤーと連合して世界標準の識別コード（GS1）に基づく商品バーコード体系を普及させ、データの全チェーンでの相互運用を促進することを奨励する。「大が小を引っ張る」モデルを新規創造する。大型スーパー及び会員制倉庫店が優位性を発揮し、卸売業務を兼営し、周辺の小型商店に貨物を供給することを奨励する。小売企業が銀行POS機等の支払方式を保留することを奨励する。人民元による現金取引を拒絶してはならず、高齢者、外国籍の中国訪問者等の集団の消費に便宜を図る。

**法令名:** 「薬品生産品質管理規範（2010年改正）」薬用補助材料附録及び薬包装材附録の発布に関する国家薬監局の公告

**公布部門:** 国家薬監局

**文書番号:** 2025年第1号公告

**公布日:** 2024年12月27日

**施行日:** ー

**概要等:** この公告は2026年1月1日から施行する。正式実施の前に、薬用補助材料及び薬包装材生産企業は、遅滞なく施設・設備を改善し、かつ、品質管理体系を完全化し、薬用補助材料附録及び薬包装材附録の各要求に適合することを確実に保証しなければならない。この公告の施行の日から、原国家食品薬品監督管理局「『薬用補助材料生産品質管理規範』の印刷発布に関する通知」（国食薬監安[2006]120号）は、これを廃止する。

**法令名:** 香港・マカオにおいて既に上市されている伝統的な内服漢方製剤の内地における上市登録の審査認可を簡素化することに関する国家薬監局の公告

**公布部門:** 国家薬監局

**文書番号:** 2025年第7号公告

**公布日:** 2024年12月27日

**施行日:** ー

**概要等:** この公告は、香港及びマカオ特区当地の登記された生産企業が保有し、かつ、香港及びマカオ特区の薬品監督管理部門の認可を経て上市されて香港及びマカオ特区において15年以上使用され、生産過程が薬の生産品質管理規範（GMP）の要求に適合する伝統的な内服漢方製剤に適用する。

**法令名:** 薬品・医療機器監督管理改革を全面的に深化させ医薬産業の質の高い発展を促進することに関する国务院弁公庁の意見

**公布部門:** 国务院弁公庁

**文書番号:** 国弁発[2024]53号

**公布日:** 2024年12月30日

**施行日:** ー

**概要等:** 一部の薬品について上市の認可を取得する際、登録申請人が提出する、自らが取得し、かつ、開示されていない試験データその他のデータについて、類別に分けて一定のデータ保護期間を与える。条件に適合する希少疾患用薬品、児童用薬品、最初の化学後発医薬品及び独占的漢方薬品種については、一定の市場独占期間を与える。薬品・医療機器の独創性の成果にかかる特許の配置を加速させ、特許の質及び転化・運用の効果・利益を高める。

**法令名:** 国务院の部門の企業関連保証金目録リストを最適化調整することに関する工業及び情報化部及び財政部の公告

**公布部門:** 工業及び情報化部・財政部公告

**文書番号:** 2024年第34号

**発布日:** 2024年11月21日

**施行日:** ー

**概要等:** 党中央及び国务院の政策決定・配置を徹底・具体化するため、国务院企業負担軽減にかかる部門間連席会議の「2024年全国企業負担軽減業務実施方案」の要求に従い、国务院の部門の企業関連保証金目録リストについて最適化調整をすることを決定し、「国务院の部門の企業関連保証金目録リスト（2024版）」を制定し、ここに、公告をする。

**法令名:** 香港相互認可基金管理規定

**公布部門:** 証監会

**文書番号:** [2024]17号公告

**公布日:** 2024年12月17日

**施行日:** 2025年1月1日

**概要等:** 安定的で秩序を有し、段階的に開放するという原則に従い、相互認可基金の異地販売比率の制限を50%から80%に広げる。相互認可基金投資管理職能をグループ内の海外の関連機構へ付与することに転換することを許可し、同時に投資者の利益を保護するため、権限が付与される機構の所在地は当会と監督管理合作了解覚書を締結済みであり、かつ、有効な監督管理合作関係を保持する国又は地域に限ることを要求する。

**法令名:** 電力分野における新型经营主体のイノベーション発展を支持することに関する国家エネルギー局の指導意見

**公布部門:** 国家エネルギー局

**文書番号:** 国能発法改[2024]93号

**公布日:** 2024年11月28日

**施行日:** ー

**概要等:** 条件を具備する工業企業、工業園區等においてスマートマイクログリッド建設を展開し、新エネルギーの地産地消水準を高めることを支持する。新型经营主体については、原則として電力業務許可証の受領を免除することができる。別段の定めのある場合を除く。

**法令名:** 「全国統一大市場建設指針（試行）」の印刷発布に関する通知

**公布部門:** 人的資源社会保障部弁公庁・財政部弁公庁・国家税務総局弁公庁・国家医保局弁公室

**文書番号:** 発改体改[2024]1742号

**公布日:** 2024年12月4日

**施行日:** ー

**概要等:** 各地区が強制性製品認証（CCC）を実行して監督管理結果の相互認証と自発性認証の監督管理の一体化の手續を免除することを奨励し、品質認証制度改革を深化させ、統一的な品質認証体系を完全化し、認証結果が業種と区域を跨いで相互認証されることを推進する。

**法令名:** 「監督を強化しリスクを防止し改革を促進して損害保険業の高品質の発展を推進することに関する行動方案」の印刷発布に関する国家金融監督管理総局弁公庁の通知

**公布部門:** 国家金融監督管理総局弁公庁

**文書番号:** 金弁発[2024]121号

**公布日:** 2024年12月5日

**施行日:** ー

**概要等:** グリーン保険の高品質発展政策を最適化し、グリーン保険イノベーションサービス体系の確立を模索し、財産保険業のグリーン・低炭素運営を奨励する。上海国際再保険センターの建設を加速させる。境内外の再保険市場の交流合作を拡大する。国際規則の制定に積極的に参与し、監督管理規則の相互認証を模索する。関連する損害保険業務の相互連携・相互接続を模索し、香港国際金融センターの発展を支持する。

**法令名:** 国内貿易信用保険の役割を発揮させ内外貿易の一体化水準の引上げに助力することに関する意見

**公布部門:** 国家発展及び改革委員会・工業及び情報化部・財政部・商務部・中国人民銀行・金融監督管理総局・証監会

**文書番号:** 発改財金[2024]1731号

**公布日:** 2024年12月4日

**施行日:** ー

**概要等:** 商業銀行等の金融機構が国内貿易のリスク緩和作用を利用し、国内貿易保険証券による融資を積極的に展開し、重点国内貿易企業に対する融資の支持を強化することを奨励する。条件を有し、能力を有する商業銀行及び保険等の金融機構が全国一体化融資信用サービスプラットフォームのネットワークに依拠して提携を展開し、「保険+信用+融資」モデルを普及させ、貿易信用が良好な企業に対し、融資商品を開発し、融資利率を優遇し、及び信用経済を発展させることを奨励する。

**法令名:** 失業保険事務取扱サービスの質・効率をより一層引き上げることに係る人的資源社会保障部弁公庁、財政部弁公庁、国家税務総局弁公庁及び国家医保局弁公室の通知

**公布部門:** 国家発展及び改革委員会

**文書番号:** 人社庁発[2024]60号

**公布日:** 2024年12月30日

**施行日:** 2024年10月13日

**概要等:** 失業人員の基本的生活を適切・確実に保障し、失業保険待遇の申請受領のルートをより一層円滑にし、かつ、基金のリスクを防御するため、「社会保険事務取扱条例」に基づき、ここに関係事項を通知する。

**法令名:** 改革試行に関する経験の普及・具体化業務を適切にすることに関する国家薬監局綜合同の通知

**公布部門:** 国家薬監局

**文書番号:** 薬監綜法函[2025]37号

**公布日:** 2025年1月15日

**施行日:** ー

**概要等:** 2025年1月20日から、「薬品卸売企業の設立準備の審査認可」、「薬品小売企業の設立準備の審査認可」及び「医療機構放射性薬品（1類及び2類）使用許可」等の3項の審査認可事項を取り消し、「薬品及び医療機器インターネット情報サービスの審査認可」を備案管理に改め、薬品監督管理部門は、上記の行政許可事項について審査認可管理を実施しない。

**法令名:** 「銀行業保険業グリーン金融の高品質発展実施方案」の印刷発布に関する国家金融監督管理総局弁公庁及び中国人民銀行弁公庁の通知

**公布部門:** 国家金融監督管理総局弁公庁・中国人民銀行弁公庁

**文書番号:** 金弁発[2025]15号

**公布日:** 2025年1月17日

**施行日:** ー

**概要等:** 銀行保険機構は、伝統的業種のグリーン低炭素モデルチェンジに焦点を合わせ、鉄鋼、非鉄金属、石化化工等の分野のプロセスのイノベーション及び設備の更新・改造・アップグレードに対する中長期貸付によるサポートを強化し、保険によるリスク保障を提供し、エネルギー多消費・多排出業種の低炭素モデルチェンジの金融サービスのニーズを有効に満たす必要がある。低炭素交通運送体系の建設に協力し、インフラストラクチャーのグリーンアップグレード及び都市農村建設のグリーン低炭素発展を推進する。

# バックナンバーのご紹介



スマートフォンからも  
ご覧いただけます

下記以外にも過去のバックナンバーを、弊行ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>



2024年度 第4号



2024年度 第3号



2024年度 第2号



2024年度 第1号



2023年度 第4号



2023年度 第3号



2023年度 第2号



2023年度 第1号

## JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号

TEL : +86-10-6505-8989 FAX : +86-10-6505-3829

E-MAIL : yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立つような経済、投資、金融、税制にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

